

地方分権ゼミナール

『地方財政研究』報告書

財政健全化法とふるさと納税

平成20年12月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター

刊行にあたって

地方分権に向けた動きが高まる中、市町村の責任は、ますます重くなってきております。社会経済情勢等の変化に伴う新たな課題や住民のニーズにも対応しながら、これまで以上に効率的かつ質の高い行政サービスを提供していくことが求められているため、行財政構造を抜本的に改革していく必要があります。

また、財政の健全化の仕組みも、大きく変化しました。従来の地方財政再建促進特別措置法（旧法）では、実質収支比率のみが判断基準とされてきましたが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）の成立により、主として実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率という4つの指標に基づき、より厳格な判断がなされるようになります。

こうした状況において、当センターでは、地方財政の改革にむけた新たな地方財政のあり方について問題提起するため、前年度に引き続き、平成20年7月から9月にかけて、5日間の日程で、地方分権ゼミナール「地方財政研究」を開催いたしました。本年度も、府内市町村職員の参加を得て、地方税制や個別事業の運営のあり方等について、参加者のレポート作成や発表をもとに、様々な視点から議論を進めました。

本報告書は、本ゼミナールにおける議論を踏まえ、参加者の提言を取りまとめたものです。各自治体において、地方財政の課題に取り組んでいく際の参考にしていただければ幸いです。

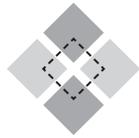
最後になりましたが、本ゼミナールにおいてご指導いただきました、中井英雄先生（近畿大学経済学部教授）、戸谷裕之先生（大阪産業大学経済学部教授）、また、参考文献の紹介をはじめ大学図書館の利用等のご支援をいただきました近畿大学様に厚くお礼申し上げます。

平成20年12月

財団法人大阪府市町村振興協会

おおさか市町村職員研修研究センター

所長 齊藤 慎



目 次



第 1 部 財政健全化法と事業会計

第 1 章 財政健全化法における将来負担比率の有効性

東大阪市 西田 豊

I. 財政健全化法の概要	3
1. 財政健全化法の成立以前	3
2. 財政健全化法の成立	3
3. 健全化判断比率の概要	5
II. 将来負担比率と過去の指標	5
1. 将来負担比率の概要	5
2. 中核市の将来負担比率の状況	6
3. 経常収支比率との関係	6
III. 指標としての将来負担比率	8
1. 財政再生基準との関係	8
2. 将来負担比率の弱点	8
3. 国の財政指標と各自治体の独自基準	9

第 2 章 下水道事業の財政責任と持続可能性

守口市 鈴木 将巳

I. 守口市下水道事業の経営状況	13
II. 守口市下水道事業の財政責任の確保	14
1. 下水道事業における財政責任	14
2. 大阪府内（政令市を除く）での比較	14
3. 類似の他府県市町村との比較	16
III. 下水道事業の持続可能性	19

第 2 部 行政コストと事務事業の広域化

第 3 章 受益と負担から見た情報公開の行政コスト

枚方市 尾松 直樹

I. 枚方市総務部法制室の事務執行体制	23
---------------------	----

II. 枚方市における情報公開の状況	24
1. 情報公開制度の概要・運用状況	24
2. 情報公開に係るコスト	24
III 情報公開のコストをいかに低減するか	25
1. 情報公開の申出と受益者負担	25
2. 積極的な情報提供の推進	27
IV. 情報公開の受益と負担	27

第 4 章 消防力と消防行政の広域化

八尾市 山田 晶之

I. 消防は市町村の責務	29
II. 八尾市の消防費と財政状況	29
1. 消防費の比較と財政状況との相関性	29
2. 消防にかかる人件費	32
III. 消防力の都市間比較	33
1. 「消防力の整備指針」充足率	33
2. 消防の他市比較	33
IV. 消防広域化について	33
1. 国が示す広域化の必要性と効果	33
2. 広域化による八尾市への影響	34
V. 広域化の可能性	36

第 3 部 徴収率の向上と「ふるさと納税」

第 5 章 納期限の早期化による徴収率の向上

岸和田市 小山 耕司

I. 税源移譲に伴う市税徴収の現状	41
1. 税源移譲が市税徴収に及ぼす影響	41
2. 岸和田市の徴収率の現状	41
II 徴収率を向上させる納期限の変更	42
1. 現年の徴収率が伸び悩んでいる要因	42
2. 出納閉鎖と納期限設定	43
III 納期限の早期化による徴収率の向上	43
1. 各市の最終納期限の分布	43
2. 最終納期限の早期化	44

第 6 章 寄附金控除の「ふるさと納税」と府市間競争についての考察

枚方市 黒田敬子

I. ふるさと納税は寄附金税制の応用	45
II. 寄附金控除の「ふるさと納税」の仕組み	45
1. 「ふるさと納税」による寄附金控除の拡大	45
2. 寄附金控除の拡大と住民税額	46
III. 「ふるさと納税」で何が変わるか	47
1. 枚方市の寄附・寄附金控除の状況	47
2. 大阪府への「ふるさと納税」と枚方市税収	48
IV. 都市間競争と府市間競争	49

第1部

財政健全化法と事業会計

第1章

財政健全化法における将来負担比率の有効性

東大阪市 西田 豊

【概要】 財政健全化法の成立により、今後は「健全化判断比率」と呼ばれる①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標により自治体財政の健全性がチェックされることとなった。これら4つの指標のうち、「将来負担比率」は、全く新しいストック・ベースの指標として導入された。この比率は、従来からある「経常収支比率」との相関性を考察すると、都市計画税を取り入れたことによって、中核市においては「相関が低くなる」ことが分かった。将来負担比率に都市計画税を含めるかどうかは、長期的な財政健全化の指標としての有効性に関わる問題である。

〈キーワード〉 将来負担比率、都市計画税、経常収支比率、財政再生基準

I. 財政健全化法の概要
1. 財政健全化法の成立以前

北海道夕張市が財政再建団体となったことは、記憶に新しい。平成18年度に夕張市は、昭和30年12月に成立した「地方財政再建促進特別措置法（以下「財政再建法」という）を準用した制度において財政再建団体に指定された。平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」という）では、その目的を「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生……を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資すること」としている。

それ以前の自治体の財政再建制度は、もっぱら財政再建法とこの法律を準用した再建制度である。それは、普通会計決算において赤字が発生した場合にのみ適用されていたが、財政健全化法の成立で早期の是正措置が加わったことになる。ちなみに、財政再建法下での財政再建を行った団体は、夕張市を除いて884団体あり、昭和29年度の赤字団体に適用されたのが588団体、準用されたのが296団体となっている。

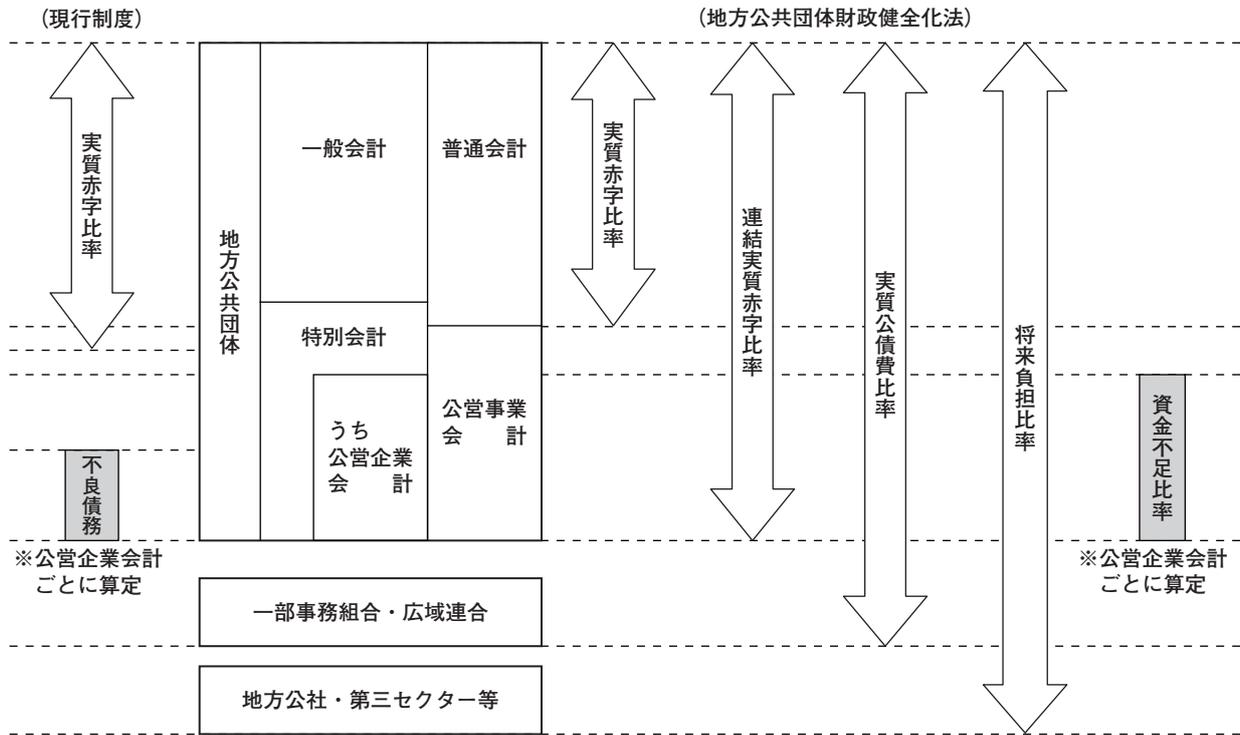
2. 財政健全化法の成立

このような中、平成19年6月に財政健全化法が成立した。財政再建法は、これまで普通会計

第1部 財政健全化法と事業会計

のみが対象であったが、財政健全化法においては各指標によって対象となる範囲が異なる。このうち、将来負担比率の算出にいたっては、地方公社や第三セクター等までが含まれることとなり、対象範囲が大幅に拡大された（図1参照）。

図1 健全化判断比率等の対象について



出所：地方公共団体財政健全化法についての説明会資料（総務省）より

また、健全化を判断する各指標には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」が設けられているが、将来負担比率については、表1のように、財政再生基準は設けられていない。この基準をひとつでも上回った場合、議会の議決を受けうえて、「財政健全化計画」または「財政再生計画」の策定が義務付けられている。特に財政再生団体に陥ると、地方債の発行や予算編成に関して国の関与を受けるなど、厳しい財政運営を求められる。

表1 財政健全化法における早期健全化基準及び財政再生基準

健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率	都道府県：3.75% 市区町村：財政規模に応じ 11.25%～15%	都道府県：5% 市区町村：20%	
②連結実質赤字比率	都道府県：8.75% 市区町村：財政規模に応じ 16.25%～20%	都道府県：15%（※） 市区町村：30%（※）	※3年間の経過措置あり
③実質公債費比率	都道府県・市区町村：25%	都道府県・市区町村：35%	
④将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市区町村：350%		

3. 健全化判断比率の概要

財政健全化法においては、健全性を判断する指標（健全化判断比率）として4つの指標を設けている。①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率である。以下簡単に説明すると、①実質赤字比率はこれまで実質収支比率と呼んできたものとはほぼ同じものである。②連結実質赤字比率は、①実質赤字比率の対象に公営事業（企業）会計までも含んだものである。③実質公債費比率は、平成17年度決算からすでに導入されていた指標であり、従来の起債制限比率ではカバーしきれていなかった「公債費に準ずるもの」を含めて算定されたものである。特に、今年度より特定財源として都市計画税の取扱いが導入されている。最後に④将来負担比率は、今回の財政健全化法の導入により、新たに設けられた指標であり、これまでのフローベースの指標だけではなく、ストックベースの指標が必要であるとの意見を踏まえて導入されたものである。（「新しい地方財政再生制度研究会報告書」（平成18年12月8日））

将来負担比率は、簡単に言うと「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」ということができる。こうして得られた数値は、一般会計等の背負っている負債が、一般会計等の標準的な年間収入の何年分であるかを表すこととなる。地方自治体の負債・負担といった場合、まず考えられるのは地方債現在高であり、また将来負担比率の算定においても、地方債現在高の占める割合が極めて高くなっている。従来の実質公債費比率や経常収支比率などの指標も、フロー指標としてその年度における元利償還金の大きさを量ってきた。しかしながら、今後の収支への影響については、フロー指標では捉えきれない場合がある。このため、ストック指標の整備が求められ、将来負担比率は今後の各自治体の財政の健全化を図る上で重要な役割を果たすべく導入されたと思われる。

このように将来負担比率は、決算関係の指標としては今までとは全く異なった指標である。それが財政の健全性を計る指標として有効な指標であるのか、また、他の指標、例えば経常収支比率との関連性があるのかなどについて考察してみたい。なお、用いるデータは、本市と同じ中核市（本市を含む全39市、平成19年度決算）分である。

II. 将来負担比率と過去の指標

1. 将来負担比率の概要

将来負担比率の算定方法は、以下のとおりとなっている。なお、詳細については章末の付論を参照されたい。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} \text{A} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} \text{B}) + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額^アの内容としては、地方債現在高や一般会計等以外の会計（公営企業会計など）の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額が大きな要素となっている。

また、特定財源見込額^イには、地方債の償還に充当することができる国や府の補助金等に加え、特に都市計画税のうち将来の償還に充当されると見込まれる部分を算定し、特定財源として控除される点に注意されたい。なお、分母の標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額を含むとされている。

2. 中核市の将来負担比率の状況

平成19年度決算値における中核市の将来負担比率は、表2のとおりとなっている。平均（加重）値は102.9%であり、最大値の高知市においても308.7%となっており、早期健全化基準である350.0%を超えるまでには至っていない。高知市の場合、分母が変わらなければ、350.0%に到達するのは分子であと約262億円増加した時である。その値は高知市の標準財政規模の約32%分に該当する。なお、本市の率は113.9%（比率の高い方から数えて39市中19番目）となっており、ほぼ中核市の平均に位置する値となっている。

ひとつの試算として、特定財源見込額^イから、市町村によっては課税を行っていない都市計画税にかかる分を除いた場合はどうなるのかを見てみたい。その金額は、表2の右から4列目で示される。これを除くと、当然ながら特定財源が少なくなるため、将来負担比率は上昇する。その値は平均で102.9%から144.7%と41.8ポイントも上がるが、それでも350%を超える団体はない。なお、高知市は都市計画税を課税していないため率は変わらない。

このように見ると、早期健全化基準である350.0%という値は、かなり高い水準であるように思われる。そのような基準値を設定した将来負担比率という指標が、自治体にとって財政運営上で参考となる有効な指標かという疑問は残るのではないか。

3. 経常収支比率との関係

将来負担比率において、分母に対する割合がもっとも大きいのは表2のように、地方債現在高であり、39市の平均でも218.5%（＝約2.2倍）となっている。前述の高知市においても、分母に対する割合が422.3%と全39市中一番高い。次いで公営企業債等繰入見込額が2番目に大きく、平均で68.8%となっている。また、地方債現在高は、分子の将来負担額に占める割合でも約6割に達するなど、将来負担に占める項目として非常に大きい要素となっている。一方、経常収支比率に占める公債費分の割合は、表2の右端列のように、単純平均でも約22%を占めており、その割合は高いといえる。経常収支比率とは、人件費や公債費などの経常的な支出に、市税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示すフローの指標である。その比率が高いということは、自由に使える財源にあまり余裕がなく、財政が硬直化した状態であるとされている。それを将来負担額を償還する財源の余裕も少ないと考えれば、分母を標準財政規模

としている将来負担比率も下がりにくいと考えられるので、両者に関連性があるのではないかと仮定した。中核市における経常収支比率と将来負担比率の関連性を表したものが、図2-1、図2-2となっている。

図2-1 将来負担比率と経常収支比率の相関関数

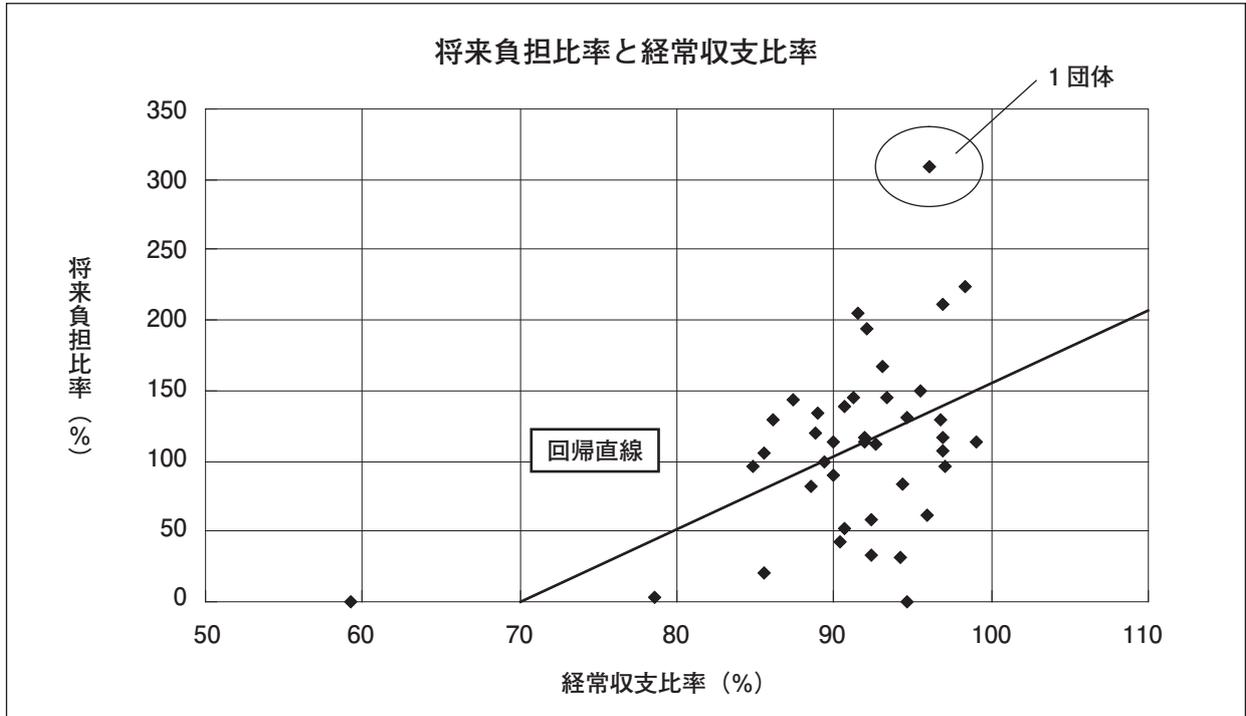
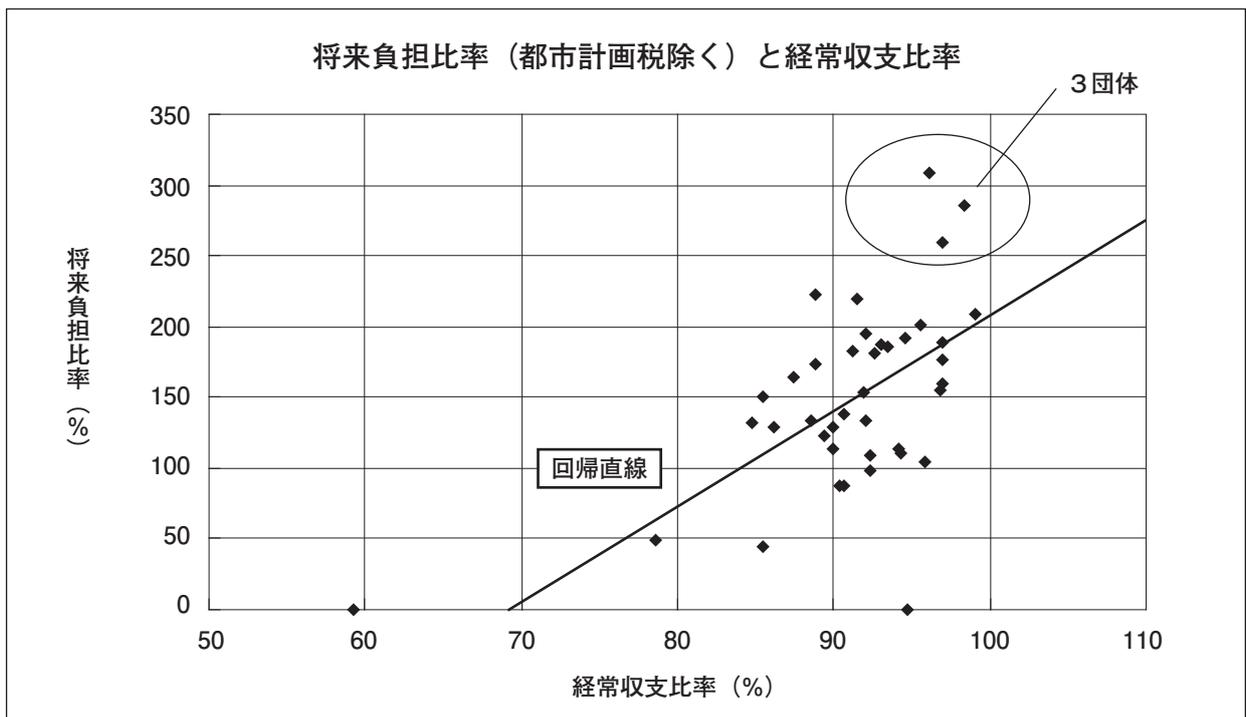


図2-2 将来負担比率（都市計画税除く）と経常収支比率の相関関数



将来負担比率と経常収支比率との相関関係は図2-1で表される。他方、特定財源のうち、都市計画税分を除いた将来負担比率と経常収支比率との相関関係は図2-2のようにして比較できる。39中核市のうち、他市と比較することが好ましくないと考えられる豊田市を除いた。38市で行った計算結果（グラフ上では豊田市も現れている）は図2-1の相関係数がプラスの0.358、図2-2の相関係数はプラスの0.468となっており、両方とも「正の相関」があるが、都市計画税を除いた方が、相関係数が高い結果となっている。また、将来負担比率が250%以上の団体の都市計画税を除くと、1団体から3団体に増えることにもなる。

都市計画税の充当方法は、都市計画事業（都市計画事業にかかる元金償還金を含む。）にかかる一般財源に対する充当率の3ヵ年平均を、都市計画事業にかかる地方債現在高等に掛け合わせて算出するものである。しかしながら、第1に都市計画税自体を課税していない自治体がある。第2に充当率については、3ヵ年平均の率を採用してはいるものの、事業費の変動により毎年大きく変動する可能性がある。第3に技術的には、都市計画税課税状況調査時の数値の取り違いなどによる変動が考えられる。これらによって、数値の変動が大きくなる性格を持っていると考えられる。新しい指標とはいえ、都市計画税を特定財源として算入している限り、将来負担比率については、客観的に見てその有効性が薄れている可能性があるのではないだろうか。

Ⅲ. 指標としての将来負担比率

1. 財政再生基準との関係

将来負担比率に関しては、早期健全化基準は示されているものの、それより厳しい基準となる財政再生基準は設けられていない。これはストック指標が、将来のフロー悪化の可能性を捉えているものの、それ自体では直ちに「財政の悪化が切迫した状況」（資金ショート）とは必ずしもいえないとされているからのようである。

2. 将来負担比率の弱点

この指標が今までにはなかったストックに目を向けた指標であるという点は画期的であると思われる。しかしながら、第1に大きな要素を占めるのは、結局のところフロー（元金償還金）の合計である地方債現在高に関する項目であり、その見合いとして購入された資産は全く考慮されていない。

第2に将来負担には当然入れられるべきである「利息」が、考慮されていない。ただし、利息については借り方によって利率を低くおさえることも可能であり、財政運営上努力する余地がある。

第3に将来の不確実性（リスク）という点から考えてみると、財源として控除している基準財政需要額算入見込額についても、実際の確実な財源として見込めるものではなく、これらは

総合してこの指標の弱点ではないだろうか。

第4に経常収支比率との相関性があるにもかかわらず、都市計画税の概念を取り入れることで相関性を小さくしてしまったことは否めない。

3. 国の財政指標と各自治体の独自基準

350%という市町村一律の早期健全化基準も、どの程度の水準であれば適正なのかということも、不明である。また、判断基準も示されてもいないことなどを考えると、この指標の取り扱いについては非常に難しい対応が迫られる可能性がある。将来負担比率がかなり低い場合は、単純に事業を何もしていないと批判される可能性もあるのではないか。ストック指標の必要性から導入された将来負担比率であるが、まだまだ不備な点も多く、今後国においても制度の見直しを検討してもらいたい。特に特定財源として扱われる都市計画税の取り扱いについては、年度により数値が大きく変動する可能性があり、将来負担比率の算定に大きな影響を与えかねない。

しかしながら、一方で各自治体は健全な財政運営を行うよう努力するのは当然の責務であり、ひとつの新しい指標により振り回されるのではなく、経常収支比率を中心にしたこれまでの財政指標に加え、独自に新たな基準を設けるなどの取り組みを始めることが大切ではないだろうか。

*守口市下水道部業務課の鈴木将巳氏にはデータ加工でお世話になった。記して厚く感謝を申し上げます。

〈参考文献〉

『新しい地方財政再生制度研究会報告書』（2006）

月刊『地方財務』編集局（2007）「自治体財政健全化法のしくみ」ぎょうせい

小西砂千夫（2008）『自治体財政健全化法』学陽書房

(付論) 将来負担比率の算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}\text{㊦} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

となっており、将来負担額㊦の内容については以下（イ～チ）のとおりである

- イ 一般会計等の地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（前年度末日における全職員が自己都合退職した場合に係る支給額）
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

一方、将来負担額から控除されるものとして、

- リ 上記イからへに充当することのできる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

となっている。

（なお、分母については標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）から基準財政需要額に算入されている公債費等の額を控除した額となっている。）

第2章

下水道事業の財政責任と持続可能性

守口市 鈴木将巳

【概要】 公営企業として、独立採算制を目指す下水道事業における財政責任は、使用料回収率を100%とすることで確保されると考えられる。下水道事業においては、全国的にみても供用開始から相当期間を経て、「整備」から「経営」の段階へと移行しているといわれている。経営の段階では、その目的を達するため、経費の節減と並んで、赤字補填的な公費負担（一般会計繰入金）に頼ることのない適正な使用料水準を保ち、長期的に安定した経営を持続することが求められる。

〈キーワード〉 雨水公費・汚水私費、下水道使用料、使用料回収率、使用料単価、汚水処理原価、減価償却費

I. 守口市下水道事業の経営状況

守口市は、行政区域面積が12.73km²と狭く、比較的早い時期（昭和26年度）に下水道事業に着手したため、昭和62年度には汚水処理に係る整備がほぼ完了し、処理普及率は100%となっている。そのため、投資が有収水量の増加に繋がらないという特徴がある。また、人口は昭和46年度の18万人をピークとし、平成20年3月31日現在14万7千人と毎年逡減傾向にある。このため、使用料収入も伸び悩んでいる。

収支状況は、平成5年度決算において実質収支が約4億円の赤字に転じ、平成13年度には最大の約16億9千万円まで累積赤字が膨らむこととなった。そこで、同年度9月において平均改定率19.6%の使用料改定を実施し、有収水量が逡減傾向である中で、委託事業の拡大による人件費の削減など、経費の削減にも取り組んだ。その結果、平成14年度以降は単年度黒字を維持し、平成19年度決算において表1のように約2億円の实質収支黒字へと転換した。

表1 実質収支の変遷

(単位：百万円)

年 度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
実質収支	▲ 1,687	▲ 1,458	▲ 970	▲ 667	▲ 356	▲ 81	198

II. 守口市下水道事業の財政責任の確保

1. 下水道事業における財政責任

下水道事業は、地方財政法上の公営企業である。同法6条には、「その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」と定められている。

そのため、住民全般に便益の及ぶ雨水処理に係る経費は税金（公費負担）で賄い、水洗化などで個人の便益となり、排出者や排水量がある程度特定できる汚水処理に係る経費は使用料（私費）で賄うことが望ましいと考えられている。これを「雨水公費・汚水私費」の原則という。

下水道事業の財政責任は、この汚水処理に係る経費が使用料による収入で回収されることにより確保される。この回収率を「使用料回収率」という。

以下では、守口市下水道事業の財政責任について、平成18年度決算時点の使用料回収率を他市と比較しながら、考察を行う。

2. 大阪府内（政令市を除く）での比較

前述のとおり、本市においては、6年間継続して約3億円規模の単年度黒字を計上してきた。このため、使用料回収率についても、平成18年度決算においては130.9%となっており、財政責任は一応、確保されていると考えられる。ただし、公営企業である下水道事業としては、利益を追求する一般企業とは異なり、長期的な観点での収支の均衡を目標とする適正な使用料水準を設定する必要がある。ともすれば、本市の使用料の水準の適正さが、懸念されるということがある。つまり、平成13年度の使用料改定において、高すぎる水準になってしまったのではないかという懸念である。

その点を考察するために、まずは下水道使用料が周辺都市の影響を受けるという「デモンストラーション効果」を検討するため、一定の基準として、20㎡あたりの1ヶ月の使用料の比較を図1のように大阪府内市町村間で行った。ただし、規模の経済性を勘案し、大都市である政令市は除いた。

ここで、大阪府内の市町村の平均が1,810円であることを鑑みると、本市の1,926円という料金は平均を上回っているものの、およそ高すぎる水準ではないということが分かる。また、図1の「供用開始経過年数」に着目すると、比較的早期に供用開始されているグループ（供用開始から30年以上経過）とそうではないグループに分かれている。前者を「早期事業開始グループ」として平均をとった場合にも1,813円であるため、同様のことが言える。

次に、実際の収入面からみた1㎡あたりの使用料である使用料単価、つまり下水道の排出者

が平均して1㎡あたりに負担する金額の比較を行う。ただし、図2のように普及状況等の条件を勘案し、前述の「早期事業開始グループ」内での比較とした。（「使用料単価（円/㎡）」＝「使用料収入（円）」／「有収水量（㎡）」）

図1 大阪府内（政令市を除く）の市町村の供用開始経過年数と20㎡あたりの1ヶ月の使用料

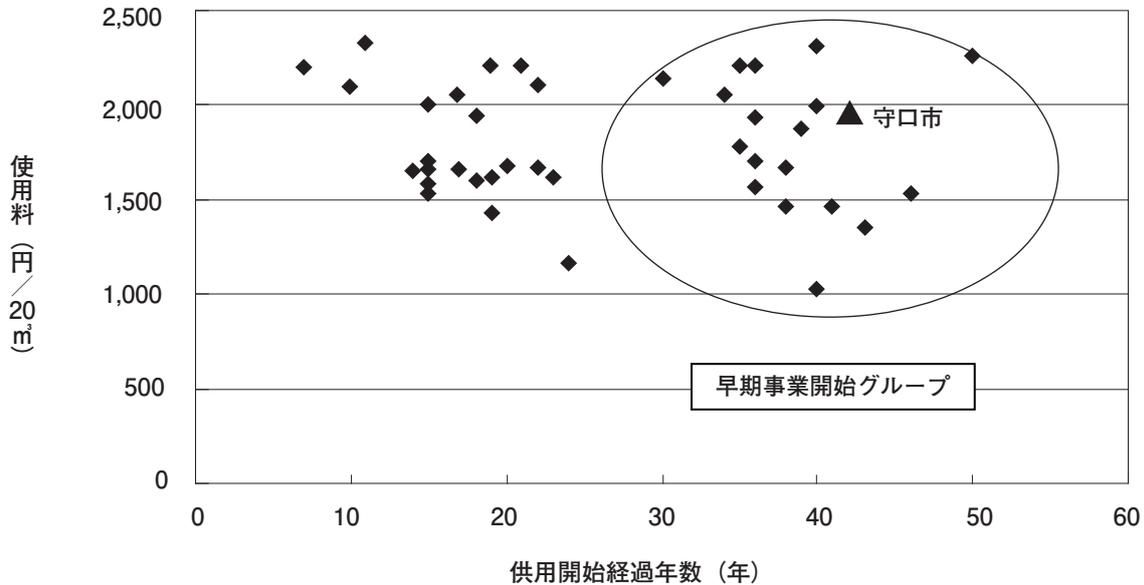
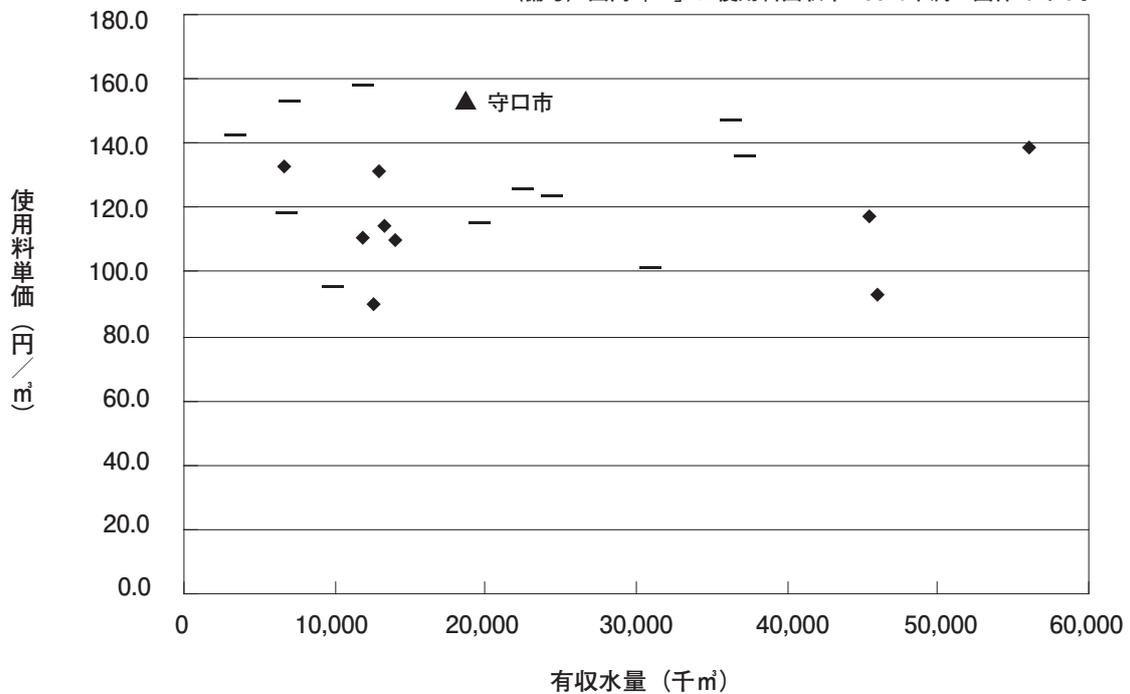


図2 大阪府内早期供用開始グループ内の使用料単価

(備考) 図内「-」は使用料回収率100%未満の団体である。



本市は、第2位の153.20円と高い水準にあることが分かる。しかし、使用料単価が高いことがすなわち、適正な下水道使用料よりも高い水準であることに繋がるものではない。一般的には、

大口の排出者ほど受益も大きいと考えられている。このため、下水道使用料の単価には「累進制」が採られている場合が多く、大阪府内市町村においてはほぼ全ての団体で採用されている。よって、産業構造上、企業等の大口の排出者による排水量が有収水量のうち大きな割合を占めるような団体においては、使用料単価が高くなってしまふのである。

下水道事業の財政責任は、使用料回収率を100%とすることで確保される。それならば、使用料単価の高いことが使用料水準の適正さを欠くということなのではなく、使用料の側面からだけでは、下水道使用料の水準の適正さを考察できないのである。ただし、有収水量の大きな団体においては、規模の経済性が働くと考えられるため、比較的低い使用量単価であっても使用料回収率100%を目標とする財政責任を果たせる可能性は高いと考えられる。また、逆に有収水量の小さな団体においては、比較的の高い使用料単価でなければ、財政責任を果たすのは困難であると考えられる。

以上のことから、大阪府内の市町村間においては有収水量等の都市としての条件面にかなりの差があるので、次に守口市と類似の他府県市町村間との比較から、考察を行うこととする。

3. 類似の他府県市町村との比較

前節において、使用料単価と使用料回収率には都市の規模によって違いがあるという傾向が示された。そのため、全国で本市と同規模程度の市町村との比較から、下水道事業の財政責任について考察を行う。同規模程度の条件として、本市の人口が14万人程度、供用開始から40年以上経過していることから、人口10万人以上20万人未満の都市で、かつ供用開始から25年以上経過していることを条件に抽出した。その有収水量は、約10,000千 m^3 から約30,000千 m^3 の範囲であったため、有収水量約18,000千 m^3 の本市と同規模程度とみなすことに問題はないと思われる。

まず、下水道事業のようなインフラ事業においては、初期投資に多額の費用を要することから、供用開始から一定期間は赤字にならざるを得ない側面がある。しかし、一定期間を経過して整備が進んだ後には、汚水処理に係る経費が縮小されていき、使用料回収率は100%に近づいていくと考えられる。そこで、まず使用料回収率を比較した。

前述の考察どおりであれば、本市と同規模程度の市町村では使用料回収率は100%付近に集中すると予想された。しかし、実際には、使用料回収率の平均は図3のように、81.8%と100%を下回る水準であり、依然本市の使用料回収率130.9%は非常に高い水準であった。

使用料回収率の算出式は、以下のように示される。

「使用料回収率」(%) = (「使用料単価」(円/ m^3) / 「汚水処理原価」(円/ m^3)) × 100
 これから分かるように、使用料回収率は「使用料単価」と「汚水処理原価」という2つの指標によって決定される。当然、使用料単価が高いか、もしくは汚水処理原価が低ければ、使用料回収率は高い水準となるのである。

図3 類似の他府県市町村の使用料回収率

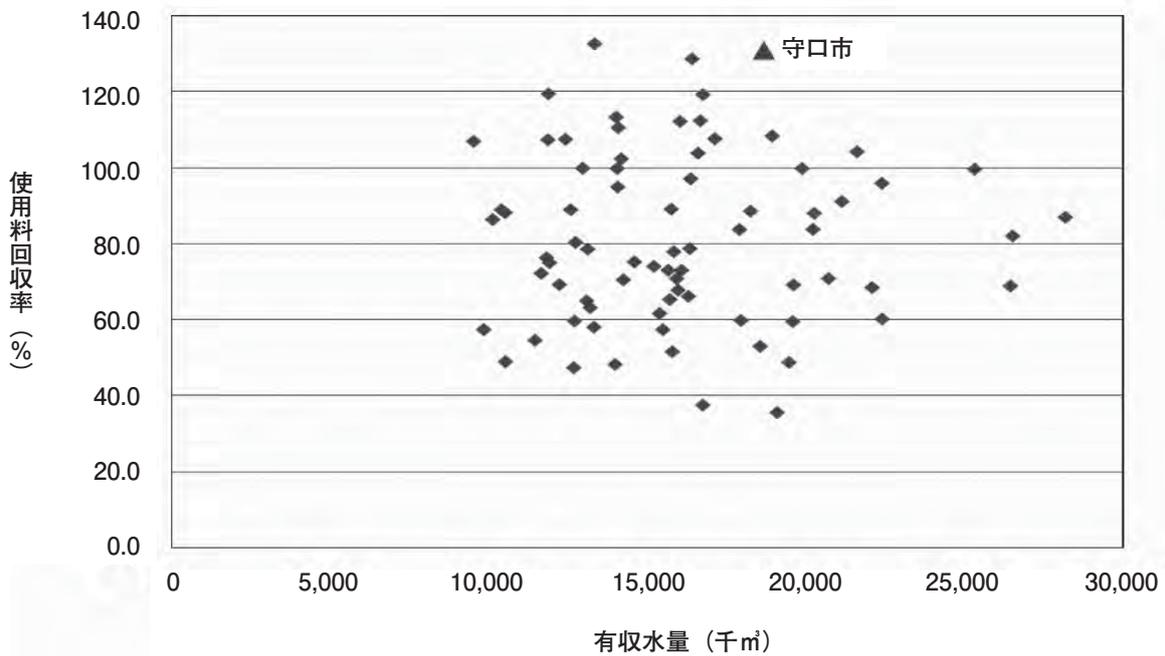
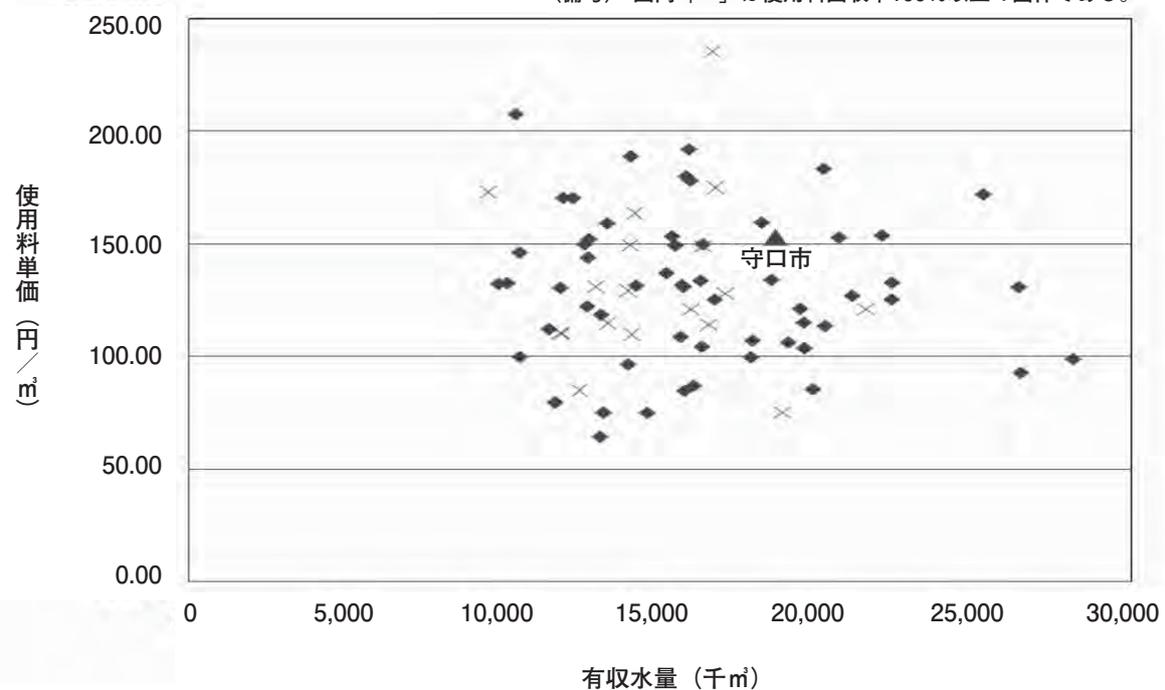


図4 類似の他府県市町村の使用料単価

(備考) 図内「×」は使用料回収率100%以上の団体である。



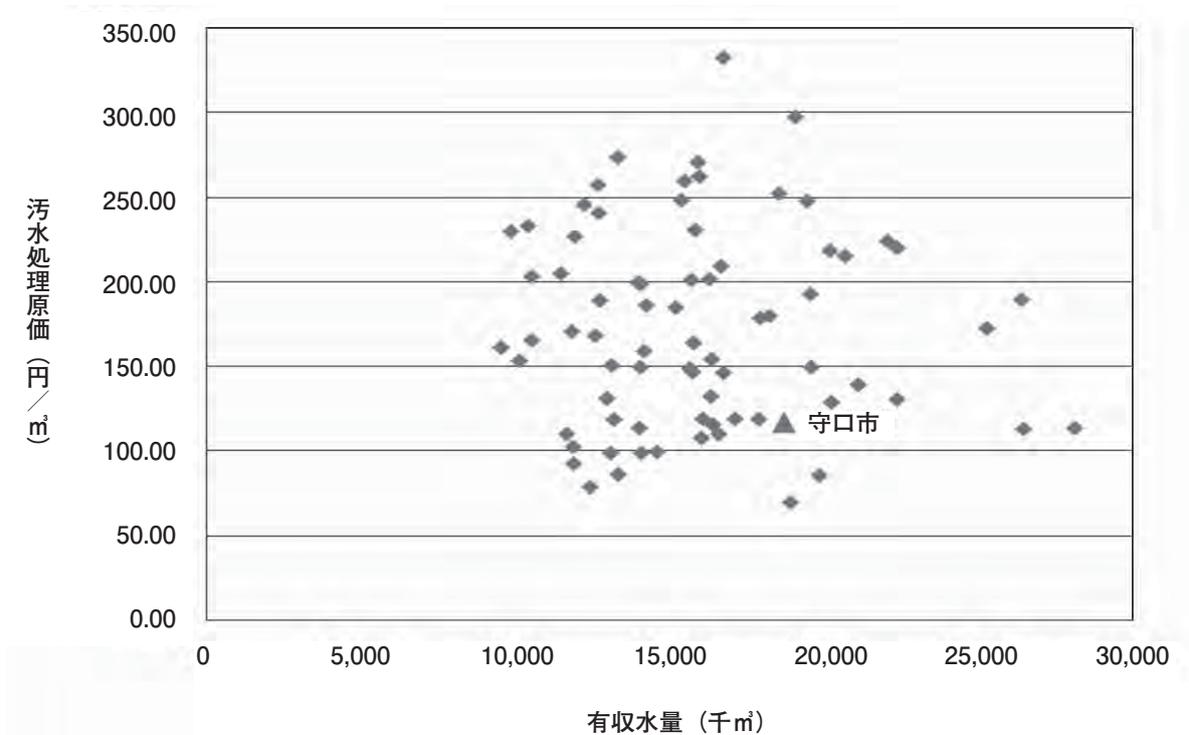
このため、使用料単価の比較を行うと、やはり有収水量の大きな団体では図4のように、比較的低い使用料単価でも使用料回収率が100%を超えている傾向がみられる。特に、注目すべき点は、同規模市町村の平均使用料単価が131.3円であるということである。産業構造の違いや

有収水量の違いは、依然としてあるものの、人口や供用開始からの年数が一定の基準で同等程度であれば、そのような差異は幾分緩和されているものと考えられる。つまり、本市の使用料単価153.2円という水準は、図4からも分かるように平均以上ではあるが、決して高すぎるものではないことが分かる。

他方で、使用料回収率を決定するもう1つの指標である污水处理原価の比較を行った。

使用料単価が比較的に平均に近かったことから、污水处理原価は低い水準であることが予想されたが、平均が171.7円であるのに対して、本市は図5のように、117.0円と非常に低い水準であった。

図5 類似の他府県市町村の污水处理原価



本市の使用料回収率が高い水準であることの要因として2点があげられる。1つは、供用開始からの年数を25年以上として比較したが、本市においては供用開始から40年以上経過しており、また昭和60年頃には処理普及率が100%に達していたことから、比較的污水处理に要する経費が縮小していると考えられる。もう1つは、処理普及率が100%に達し、資本的支出に係る経費が主に更新的なものに移っていったことである。それは、資本的支出として多額の経費をかけるのではなく、更新工事に比して少額の支出で行える補修工事等により施設を最大限に使用してきたことによって、污水处理に要する経費の縮小が進んだと考えられる。

しかし、污水处理に要する経費の縮小が進んだ本市では、その経費を回収するための使用料の水準が「適正な使用料水準」なのである。そうであれば、やはり本市の使用料の水準は高すぎるのではないかという懸念は、依然として残る。当然、他の団体との比較を行うということ

は、経営状況を考察する上で非常に重要なことなのである。だが、「適正な使用料の水準」を考察する際には、他の団体との比較によって適正さを証明することはできないかと考える。つまり、「適正な使用料水準」とは、各々の団体固有の事業計画や特徴等をも勘案して、長期的な観点から使用料回収率を100%とする事業の持続可能性を持った使用料水準であるべきであろう。

Ⅲ. 下水道事業の持続可能性

最後に、下水道使用料の適正さは、事業の持続可能性という視点から考察していく必要がある。

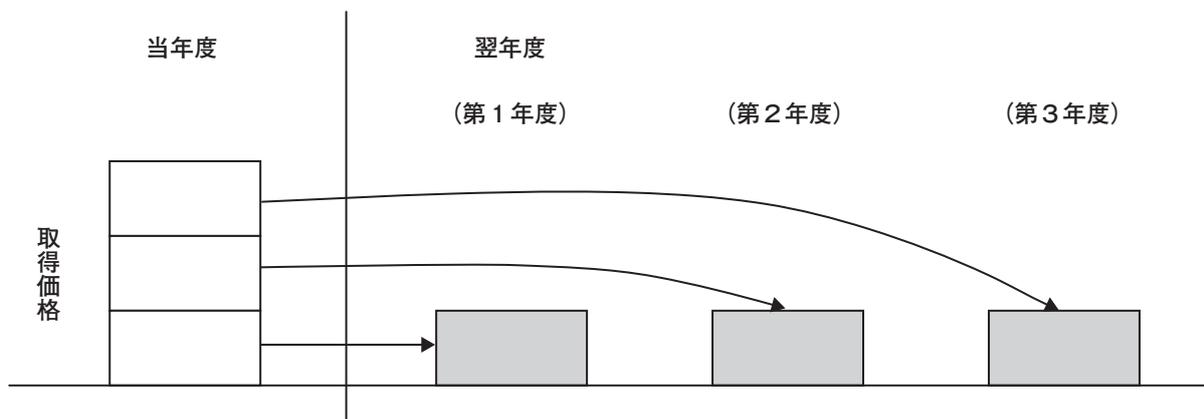
本市の下水道事業は、公営企業法を非適用とし、特別会計を設けて事業を行っている。つまり、官庁会計を採用し、経理を行っている。官庁会計における予算は「会計年度独立の原則」が採られていることから、当該年度における支出は、その年度の収入を以って充てるべきであると考えられている。そのため、毎年度歳入と歳出の等しい予算が組まれることとなる。

しかし、例えば大規模な資本的支出を行うような場合にあっては、単年度の歳入をもってこれに充てることは困難である。また、単年度にそのような支出をすることは世代間の負担の不平等に繋がるものである。そこで、官庁会計においては、通常そのような支出をするような場合には、起債と呼ばれる借金をし、その借金の毎年度の元利償還金、つまりローンの返済の財源に各年度の歳入を充てることで世代間の不平等が解消され则认为られている。ただし、起債とは、あくまでも借金なのであり、毎年度の償還の際には同時に利子を支払うこととなる。この利子はコストであり、コストとは必要なもの以外は回避されるべきものである。

他方、公営企業法の適用が義務付けられている水道事業等では、企業会計が採用されており、そこでは目に見えないコストである「減価償却費」というコストを計上し、経理がなされている。施設や設備は年数が経過するごとに価値が下がっていく。この減少していく価値を図6のようにコストとして費用計上し、内部留保することにより、例えば更新事業を行う際の財源とすることが可能なのである。

図6 減価償却費のイメージ

(耐用年数期間に割り当てる)



したがって、本市のような更新の段階にある事業にあつては、この目に見えないコストである減価償却費までもコストに含み、使用料回収率を100%とする使用料の水準を「適正な使用料の水準」と考える。

ただし、本市においては資産価値の把握が行われておらず、以下の概算的な式により、減価償却費相当額とみなすこととする。

$$\text{「減価償却費相当額」} = \text{「過去45年間の地方債発行額の累計」} \div 45 \times 0.9$$

(ただし、地方債発行額には借換えに伴う発行額は含まない。)

これは、地方債発行額の累計が取得資産価格であるとみなしたものであり、下水道施設の平均耐用年数を45年、耐用年数経過後も10%の残存価値が残ると考えたものである。

この算式に、本市の昭和35年度からの地方債発行額累計（平成17年度決算時点）50,837,040千円を当てはめると、減価償却費相当額は1,016,741千円である。このうち、地方財政計画上の汚水処理費割合である40%を汚水処理に係る費用だとすると、406,696千円が汚水処理に要する減価償却費として平成18年度に発生する。これを平成18年度の有収水量18,683千 m^3 で除した21.8円が、目に見えないコストとして汚水処理原価に足されることとなる。つまり、117.0円に21.8円を加えた138.8円が平成18年度の汚水処理原価となり、使用料回収率は110.4%となる。

以上のことから、本市の下水道使用料はおよそ適正な下水道使用料の水準であると考えが、平成19年度決算において単年度黒字が減少したことや、今後の更新事業等が予想されているため、より一層の企業努力により事業の持続可能性は高まるものと結論付けられる。

〈参考文献〉

中井英雄（1997）「下水道事業の連携可能性 ～標準化原理の観点から～」

梶谷 正（2007）下水道協会誌 2007／No.540 Vol.44「下水道事業と財源の確保」

遠藤誠作（2007）下水道協会誌 2007／No.540 Vol.44「下水道事業における企業会計の導入」

第2部

行政コストと事務事業の広域化

第3章

受益と負担から見た情報公開の行政コスト

枚方市 尾松直樹

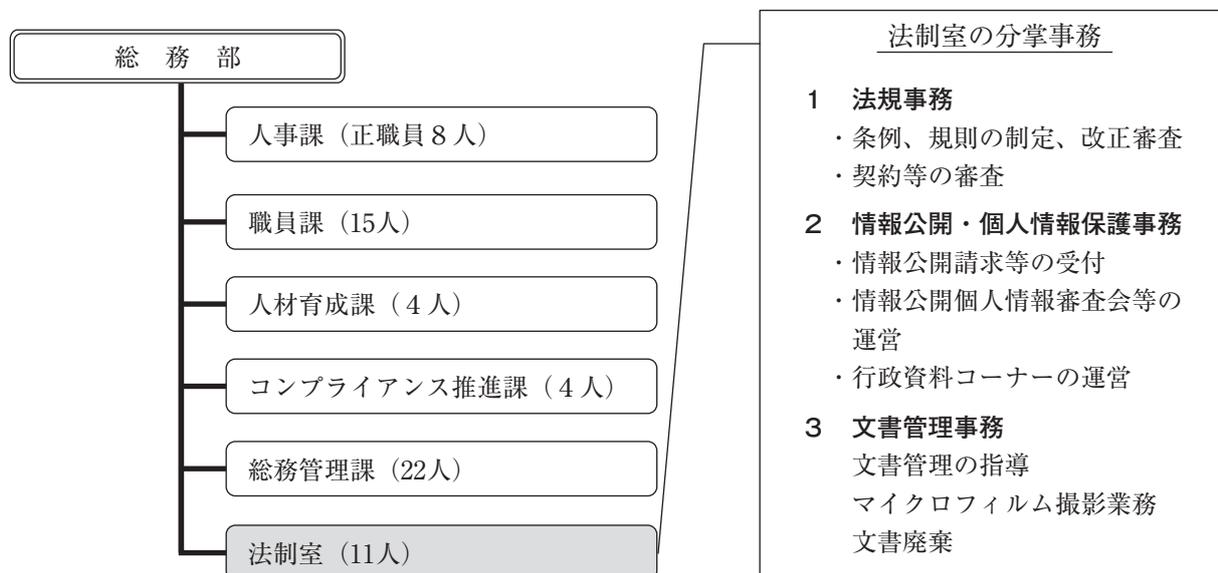
【概要】情報公開の事務は、枚方市では総務部法制室が担当している。情報公開の事務コストは、そのほとんどを人件費が占めている。枚方市における事務コストは「事務事業評価」を参考にすると、他市と比較しても特に高いものではない。だが、情報公開に対するニーズが高まっているなかで、情報公開申出を行う業者に対する受益者負担の整備や、長期的な視点からの人件費削減へ向けた取組みが求められる。

〈キーワード〉情報公開 人件費 申出手数料 情報提供

I. 枚方市総務部法制室の事務執行体制

枚方市の総務部は、職員の人事及び給与、庁舎管理、文書及び法規に関すること等を分掌している。その組織体制及び正職員配置人数（平成20年度）は、図1のとおりである。

図1 枚方市総務部の組織体制及び正職員配置人数



法制室の分掌事務は、大きく分けて①法規事務、②情報公開・個人情報保護事務、③文書管理事務の3つであり、これらの事務を実施するに当たり配置されている正職員数は11人である。このうち、②の情報公開・個人情報保護事務に対する配置正職員数は、平成18年度「事務事業評価」によると3.12人である。

II. 枚方市における情報公開の状況

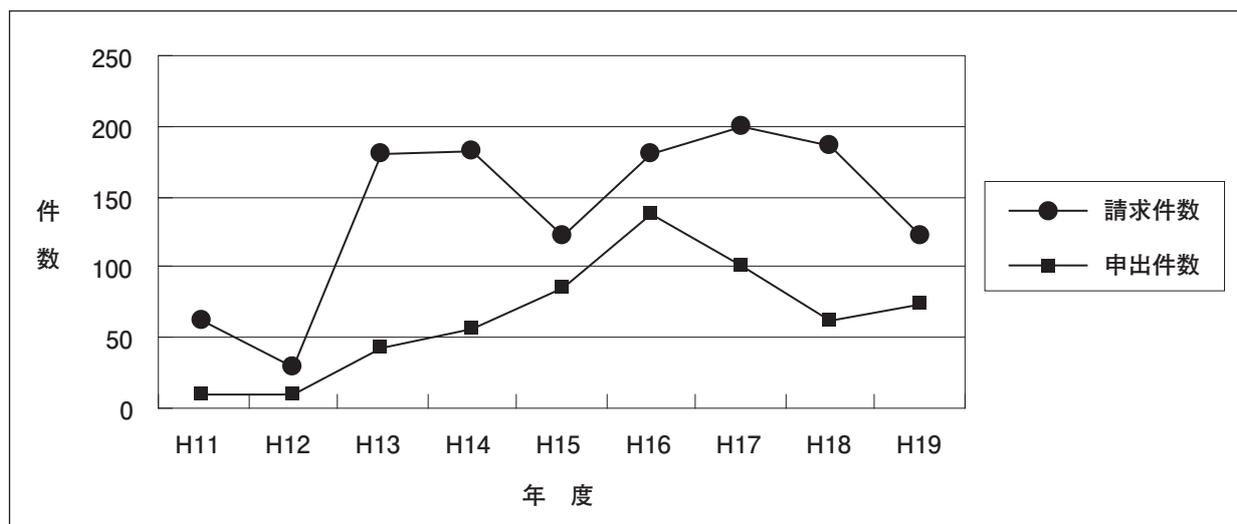
1. 情報公開制度の概要・運用状況

枚方市では、「市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本市に即した市政を推進することを目的」として、枚方市情報公開条例を制定し、平成10年10月1日から施行している。

情報公開条例による公開は、市民や市内の事業者などからの求めによるもの（以下「請求」という。）と、市外の業者等によるもの（以下「申出」という。）がある。請求については、手数料は無料であるが、申出については、1件当たり300円の申出手数料が必要である。また、公開される文書の写しが必要な場合にあつては、請求・申出ともにコピー代の実費が必要である。

情報公開の請求・申出件数は、平成12年度までは、合計しても年間100件に満たなかった。だが、図2のように、平成13年度に急激に増加し、請求については同年以降平均して年間150件を超えるようになった。申出については、年間50件を超えることがほとんどで、平成16年には138件の申出があった。枚方市では、誰でも閲覧可能であることが明らかな情報等については、情報公開制度によらず、市民が必要とする情報をより簡素・迅速に取得できるように、積極的に行政資料コーナーに配架したり、ホームページに掲載するなど情報提供するよう努めている。それにもかかわらず、図2で見られるように請求・申出件数に明らかな減少傾向はなく、申出についてはむしろ増加しているところをみれば、行政が保有する情報に対するニーズは増加しているものと考えられる。

図2 請求・申出件数の推移



2. 情報公開に係るコスト

情報公開の請求・申出に対する事務（自己情報開示請求事務を含む）の執行に要するコストは、そのほとんどを人件費が占める。平成18年度「事務事業評価」によると、事務事業の総計

が23,179千円である。そのうち、人件費の総額は21,905千円で、その他の直接経費は1,274千円であった。情報公開事務1件当たりのコスト（人件費総額の2分の1÷公開・開示等請求件数）は43,462円となっている。

情報公開・個人情報保護事務全体のコストを見ると、事務事業の総計が28,776千円である。そのうち、人件費の総額は27,337千円で、その他の直接経費は1,439千円であった。

情報公開・個人情報保護制度事務全体のコストについて、枚方市と他市との比較を行った。他市においても、情報公開・個人情報保護制度事務全体のコストは、表1のようにそのほとんどを人件費が占めている。本市の市民1万人当たりの人件費コストは、この中では平均的より低い値であった。

表1 情報公開・個人情報保護事務に要する人件費コストの対比

市名	人口	事務事業 評価人数	人件費コスト (A)	人件費以外の コスト (B)	フルコスト (A+B)	市民1万人当たりの 人件費コスト
枚方市	404944	3.12	27337	1439	28776	675
高槻市	356076	4.3	37677	1025	38702	1058
八尾市	266647	4.7	41181	1591	42772	1544
岸和田市	202522	1	8762	331	9093	433
4市平均	307547	3.28	28739	1097	29836	934

- ・大阪府内の市町村で、人口20万人以上のもののうち、事務事業評価をホームページにおいて公表している市を選定した。
- ・人口及び事務事業評価人数の単位は人、各コストの単位は千円
- ・人口＝住民基本台帳人口 平成19年3月31日現在（大阪府市町村ハンドブックより）
- ・事務事業評価人数＝枚方市において正職員で対応している事務であるため、平成18年度事務事業評価（岸和田市は平成17年度）を基に、正職員の数として表記した。当該事務事業評価に正職員数を掲示している枚方市及び岸和田市については当該正職員数とし、高槻市及び八尾市については情報公開・個人情報保護事務に要する人件費を正職員の標準人件費（高槻市：4,700円/h・人、八尾市：9,045千円/年・人）で割り戻した数とした。
- ・1人当たりの人件費＝枚方市の人件費コストと比較するため、8,762千円（枚方市平成18年度「事務事業評価」）を使用した。

Ⅲ. 情報公開のコストをいかに低減するか

1. 情報公開の申出と受益者負担

枚方市における情報公開のコストは、人口に比して特に高いというわけではない。しかし、枚方市では、行政が保有する情報に対するニーズが増加していると考えられ、情報公開のコストを減少させる取組みが継続して必要となると考える。

情報公開に対するニーズについては、図3のように情報公開の請求・申出の件数が大幅に増

加した平成13年以後、情報公開の申出においてその増加が顕著である。全体に対する申出の割合については、図4のように概ね20%以上となり、40%を超える年度もある。しかし、申出を行う者は市民ではない。この点、申出手数料を支払っているとはいえ、その額は1件当たり300円で、事務事業評価における単位コストとは100倍以上の差が出ており、受益と負担がかけ離れている。

図3 平成13年度を100とした場合の請求・申出件数

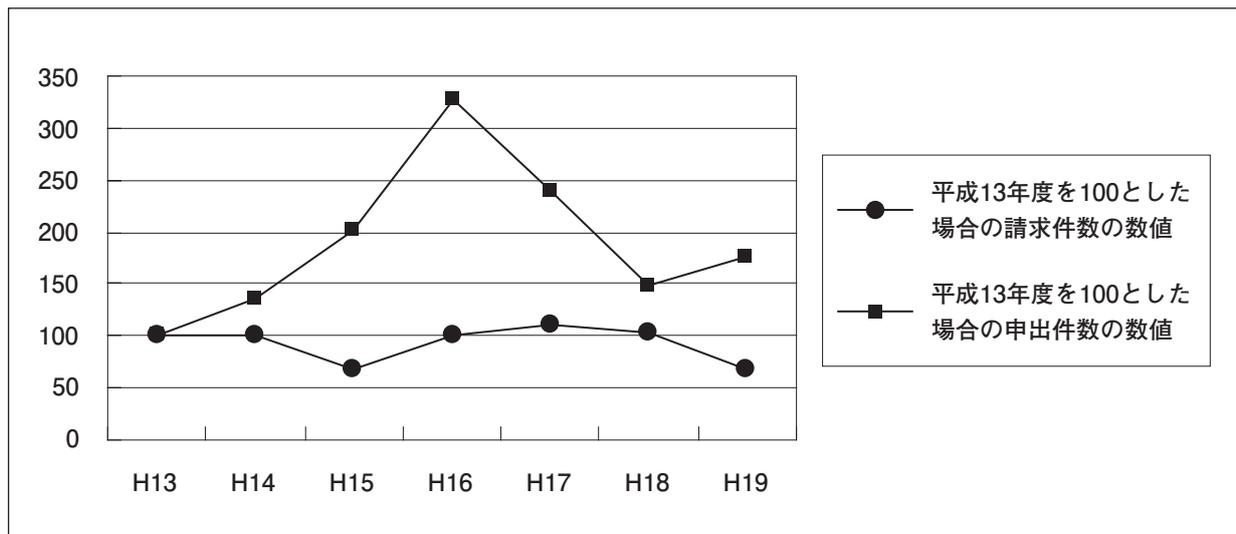
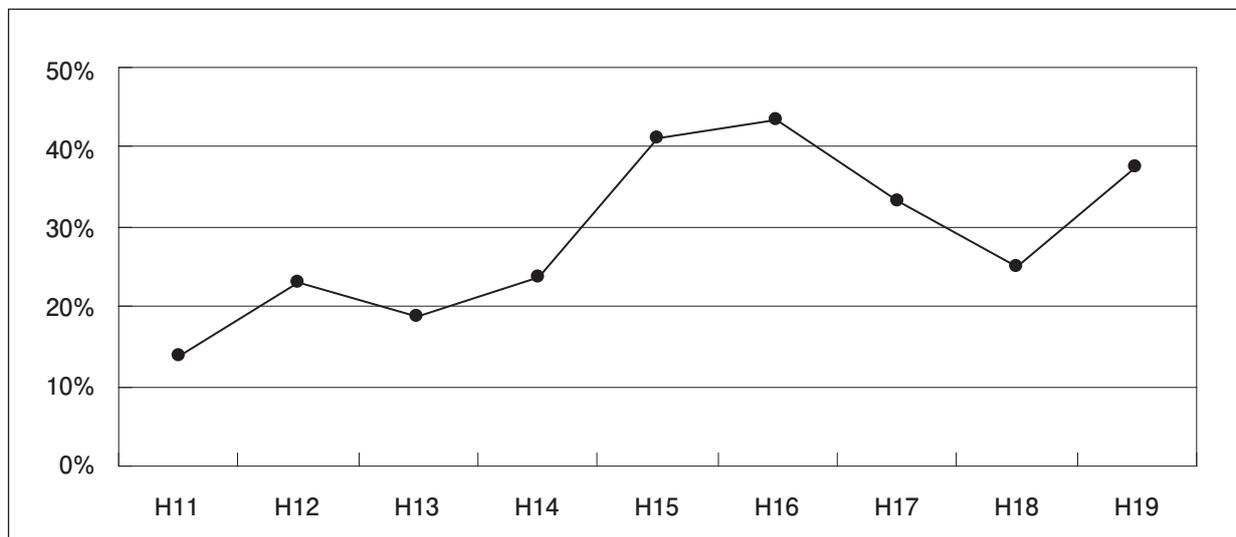


図4 請求・申出全体の件数に対する申出の割合



また、平成18年度及び19年度における申出実績を見ると、当該2年度において申出回数が上位であった申出者3者は、申出件数全体の50%以上の回数を占め、全体に対する割合でも10%を超えていた（表2）。この申出回数上位者の公開申出文書は、建築・開発関係文書や図面が主であり、事業活動の用に供されているものと推測できる。情報公開制度は、市民の知る権利を保障することが主たる目的であるが、この目的と離れたところで増大している事業ニーズを

市民の支出によって支えているというのが現状である。情報公開制度の趣旨を没却しないことを大前提として、これらの受益者から応分の負担を求める制度の構築が必要であると考ええる。

表2 各年度における情報公開申出件数上位3者の総数が全体に占める割合

年 度	上位3者による 申出件数の 合計数(A)	申出件数(B)	請求・申出件数 合計(C)	申出全体に占め る割合(A/B)	請求・申出全体 に占める割合 (A/C)
18年度	36	62	249	58.1%	14.5%
19年度	38	74	197	51.4%	19.3%

2. 積極的な情報提供の推進

情報公開のコストは、人件費がそのほとんどを占めていることは既に述べた。これは、情報公開請求・申出という手続が採られた場合には、請求・申出者との文書特定作業、非公開部分のチェック作業、決裁（枚方市においては部長決裁）、公開のための請求・申出者との調整といった、公開へ向けた多くの作業を行う必要があるからであると考ええる。この点、情報公開の請求・申出を受ける前に、市民が知りたい情報と考えられる情報を行政資料コーナーやホームページなどで積極的に提供することで、これら一連の手続を回避し、人件費コストの削減につなげることができると考える。実際に枚方市においては、平成15年度～平成17年度において121件あった下水道台帳の公開手続きを、担当窓口における情報提供によることとし、市民等の利便を向上させるとともに作業の効率化を図った。

IV. 情報公開の受益と負担

「情報公開のコストを下げる」ことは、「人件費を下げる」ことと言っても過言ではない。人件費を削減するといえば、正職員を非常勤・臨時職員に置き換えることが想起される。しかし、情報公開請求・申出に対応する事務は、①さまざまな文書に対する請求・申出への対応、②文書の特定や非公開事由の検討、③不服申立てへの対応など、一定した作業だけではない。このような非定型的な事務の場合は、むしろ正職員により実施することで、①長期的視点からの知識の蓄積、②担当職員の能力の向上、③当該知識等の後進への引き継ぎ、④制度の見直しによる改善を実現し、⑤少数精鋭による事務の執行、すなわち事務事業評価における配置職員数の減少を実現することができると考える。

このような視点は、情報公開・個人情報保護事務や法制執務など法制室の他の分掌事務など、直接的な経費が少なく、コストが目に見えにくい業務に当たる職員にとって重要なものであろう。日々の業務執行に当たる姿勢が、市全体の事務執行コスト、市民の受益と負担に影響するのである。

〈参考文献〉

枚方市『情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況』（1999～2007）

大阪府総務部市町村課編集『月刊自治大阪11月号別冊付録 大阪府市町村ハンドブック』（2007）

枚方市ホームページ（<http://www.city.hirakata.osaka.jp/>）

岸和田市ホームページ（<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/>）

高槻市ホームページ（<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>）

八尾市ホームページ（<http://www.city.yao.osaka.jp/>）

第4章

消防力と消防行政の広域化

八尾市 山田晶之

【概要】平成18年6月に消防組織法が改正され、大阪府においても「大阪府消防広域化推進計画」(案)を策定し、市町村消防の広域化について検討が行われている。消防力の基礎となる消防職員の配備や消防施設の整備にかかる予算の位置づけは、他の行政経費に比べると低く、同時に各自治体の財政状況による影響を受けて、市町村間格差が生じている。八尾市においても、厳しい財政状況から消防にかかる経費については、いずれの指標も府内自治体の平均を下回っている。今後、住民負担を増加させずに行政サービスを維持するには、「消防行政の広域化」も選択肢のひとつである。

〈キーワード〉消防力格差、市民一人当たり負担、「大阪府消防広域化推進計画」(案)

I. 消防は市町村の責務

消防とは、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減することを任務とするものである。消防は、消防組織法により市町村が担うものとされており、国や都道府県は助言や指導等を行うが、法的な強制力は有していない。この点が、警察とは大きく異なる点であり、消防は市町村が主体的に責務を果たし、地元消防団等と連携しながら、地域住民の安全・安心を守る責務を担っている。

消防は、財政面からいうとその財源の大半に一般財源、つまり市町村の税収入が充てられている。これにより、消防行政は、市町村の財政状況による影響を少なからず受けている。その結果、市町村間で消防力の格差が生じている。この点は国が示している「消防力の整備指針」の充足率に、ばらつきがあることから明らかである。近年の大規模災害等に対応するためには、市町村が現状の消防力を把握し、適切な消防行政の運営を行い、それぞれの市町村が、広域化を含めた課題について、自ら判断を行っていく必要がある。

II. 八尾市の消防費と財政状況

1. 消防費の比較と財政状況との相関性

八尾市の消防にかかる費用について、府内の市や全国特例市との比較から行政サービスの水準を検討してみる。平成18年度の八尾市普通会計決算の歳出総額は95,847,648千円であり、うち消防費は2,505,516千円である。八尾市の歳出総額に占める消防費の割合は、図1のように

第2部 行政コストと事務事業の広域化

2.61%と岸和田市に次いで府内では2番目に低く、全国特例市との比較においても図2のように岸和田市に次いで2番目に低い。また、人口1人当たり消防費は、図3のように9,394円と府内では4番目に低い。これは消防活動を効率的に行っているともいえるが、市全体の財政状況が少なからず影響しているのではないだろうか。経常収支比率は、市の財政構造の弾力性を判断する指標であるが、これと消防費の割合を府内各市で比較してみる。(図4)

図1 府内各市の消防費割合(平成18年度決算)

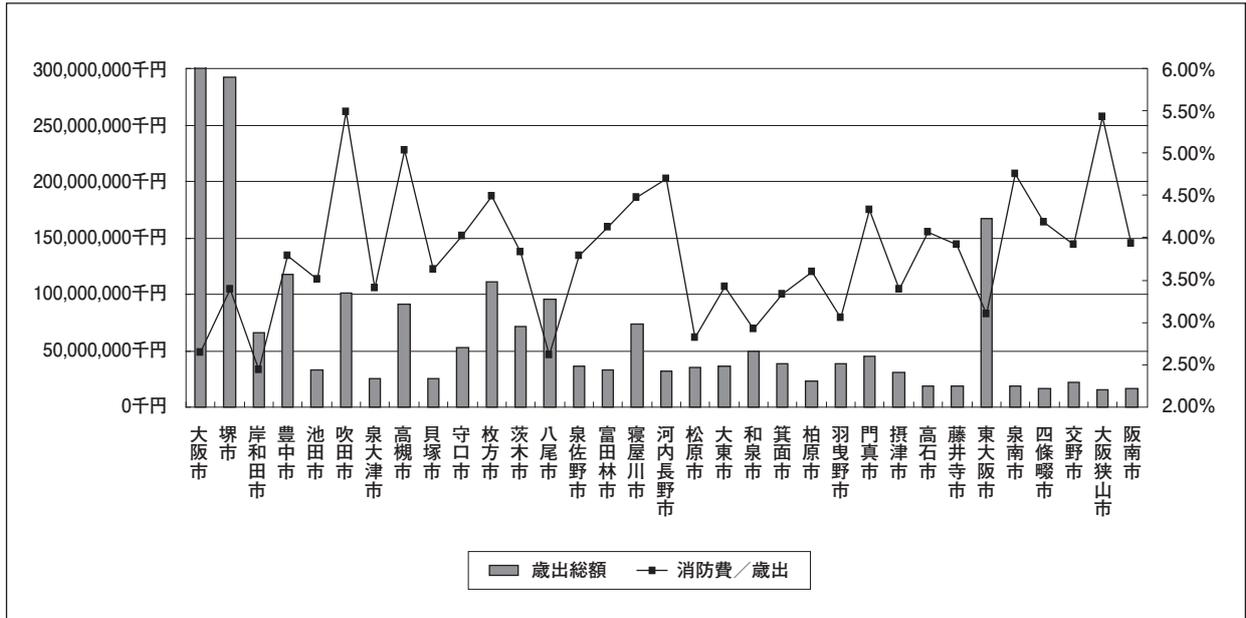


図2 特例市の消防費割合(平成18年度決算)

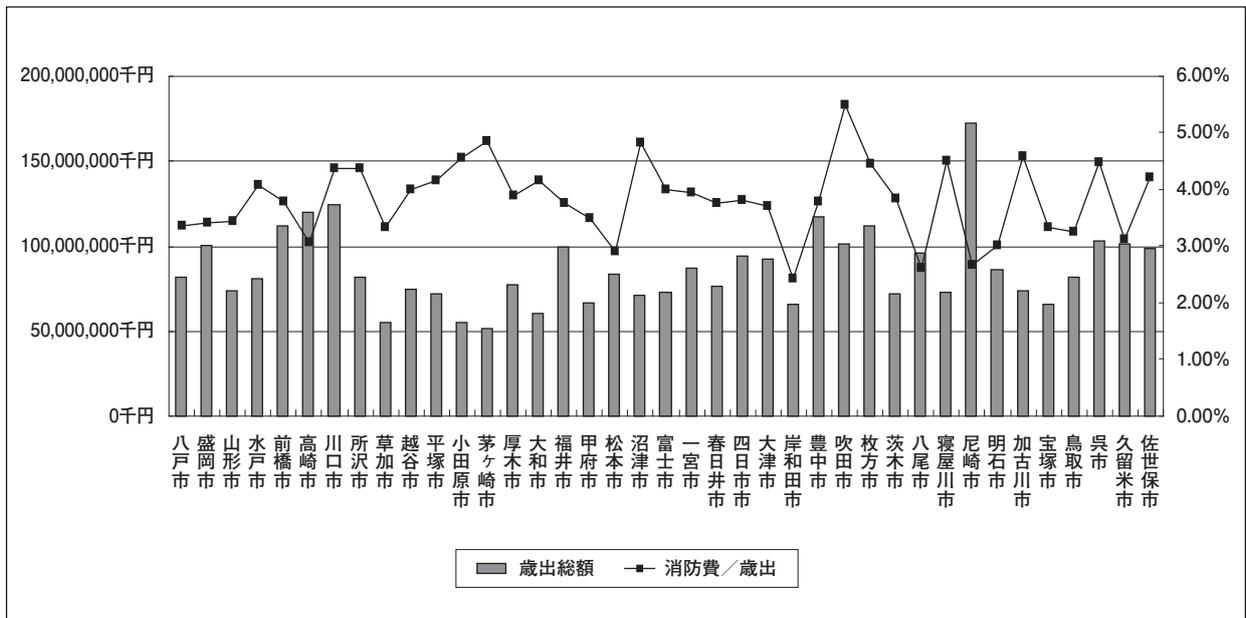


図3 府内各市の人口1人当たり消防費（平成18年度決算） ■=一部事務組合

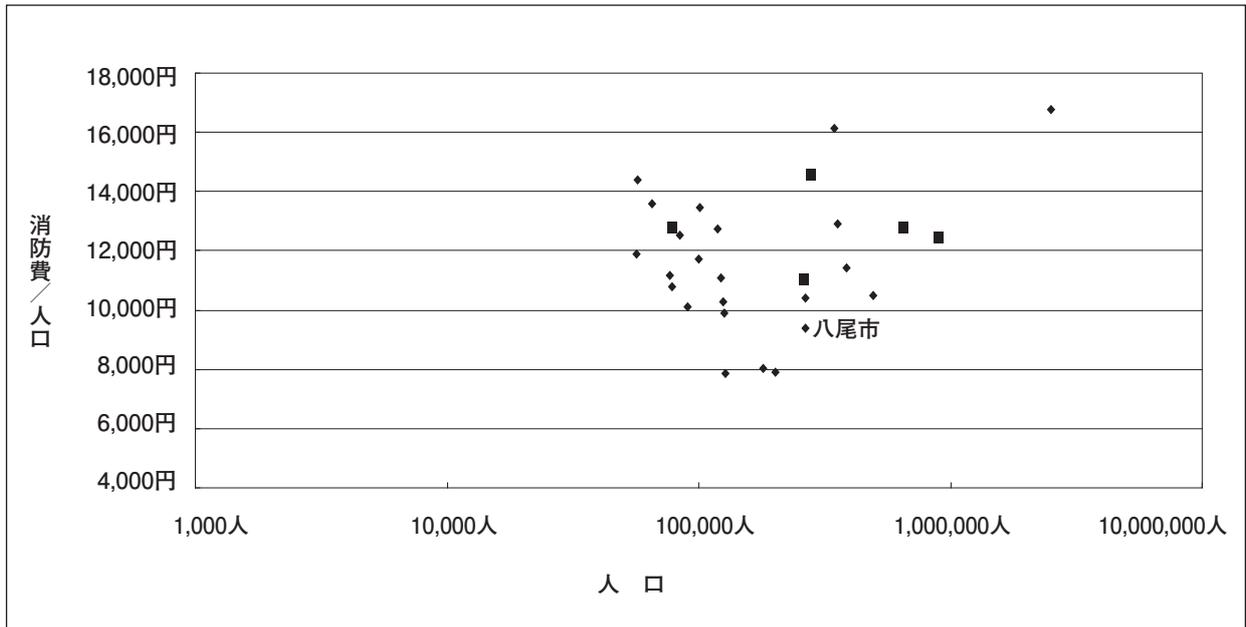
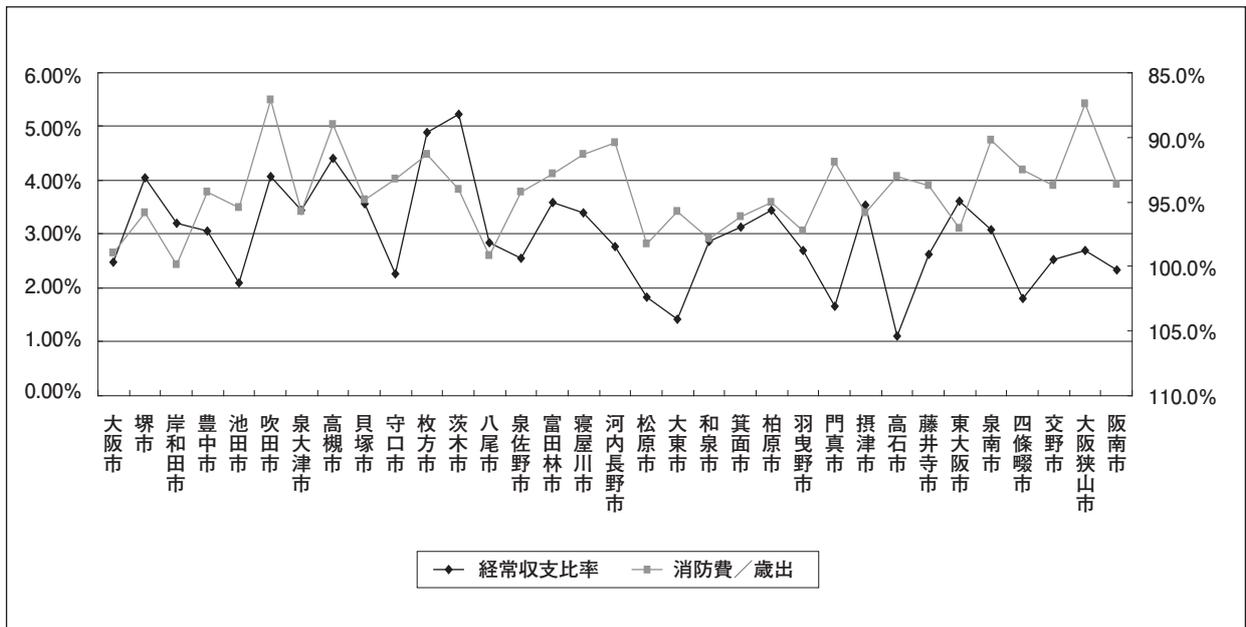


図4 府内各市の経常収支比率と消防費割合（平成18年度決算）

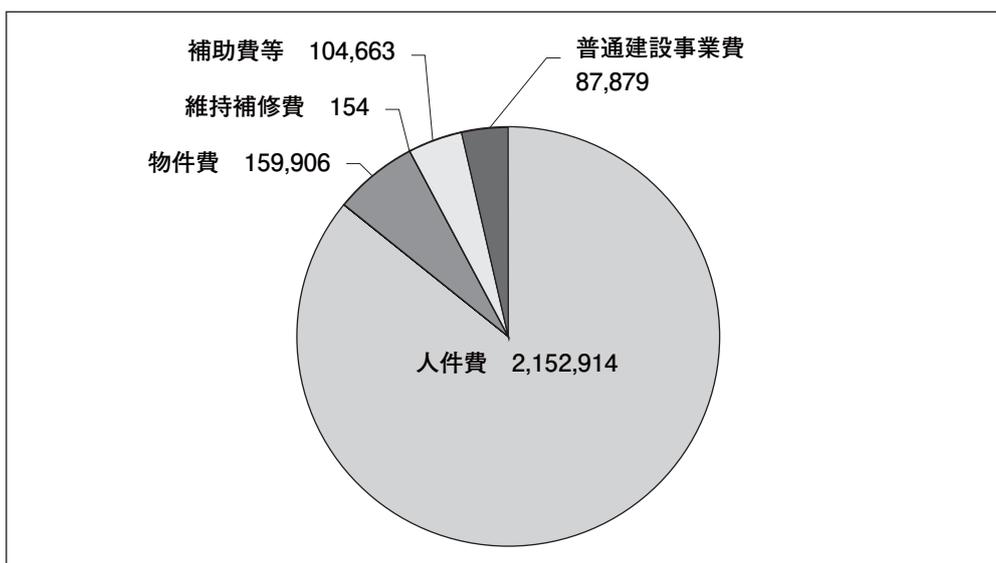


全ての市で経常収支比率との相関性は表れていないが、歳出総額に占める消防費の割合が、3%以下の5団体のうち、4団体は経常収支比率が98%を超えている。八尾市も消防費の割合が2.61%に対し、経常収支比率は98.2%である。消防費の多くは、人件費などの経常経費が占めている。消防費が増えることは、経常収支比率の数値を悪化させる要因となる。このため、財政状況の厳しい市においては消防費を抑制する傾向にあるのではないだろうか。

2. 消防にかかる人件費

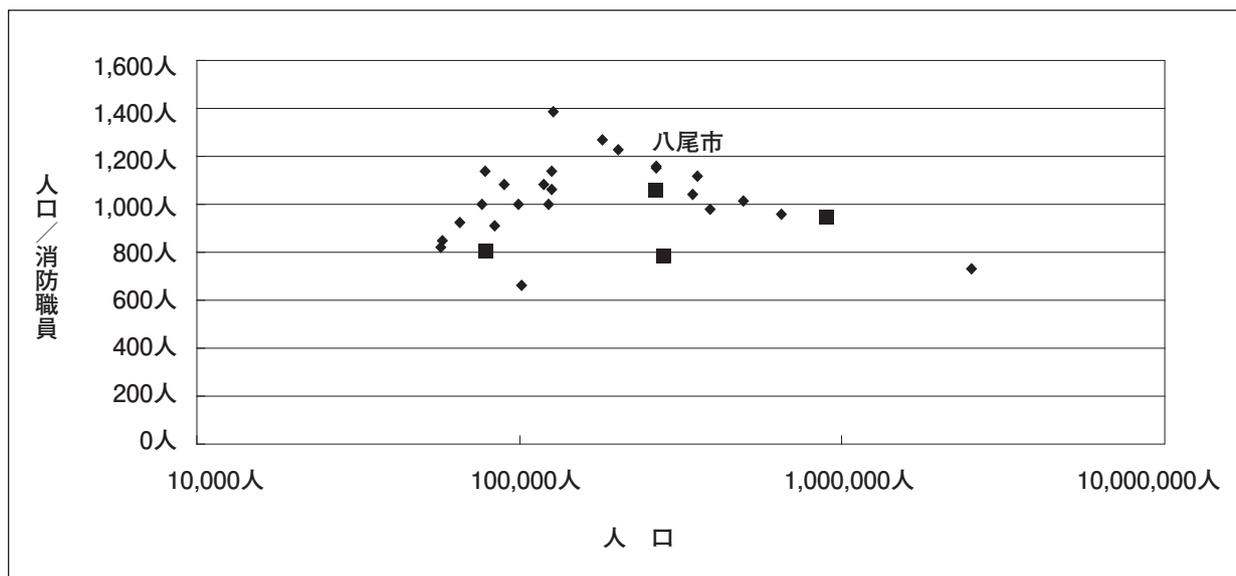
消防行政の根幹は、いうまでもなく消防職員の活動である。消防費に占める人件費の割合は、図5のように八尾市の平成18年度決算において85.9%と大半を占めている。これは府内各市も同水準である。

図5 八尾市消防費の性質別内訳（平成18年度決算） 単位：千円



次に、消防職員1人当たり人口数を基準に人件費と消防行政水準を比較してみる。八尾市の消防職員数は平成19年4月1日時点で232人である。消防職員1人当たり人口数は、約1,149人と府内で5番目に消防職員1人に対する人口が多い。府内平均が約1,010人であるから、八尾市の消防職員数は図6のように、人口を基準に比較すると、府内平均より少ないといえる。

図6 府内各市の消防職員1人当たり人口（平成19年4月1日時点） ■=一部事務組合

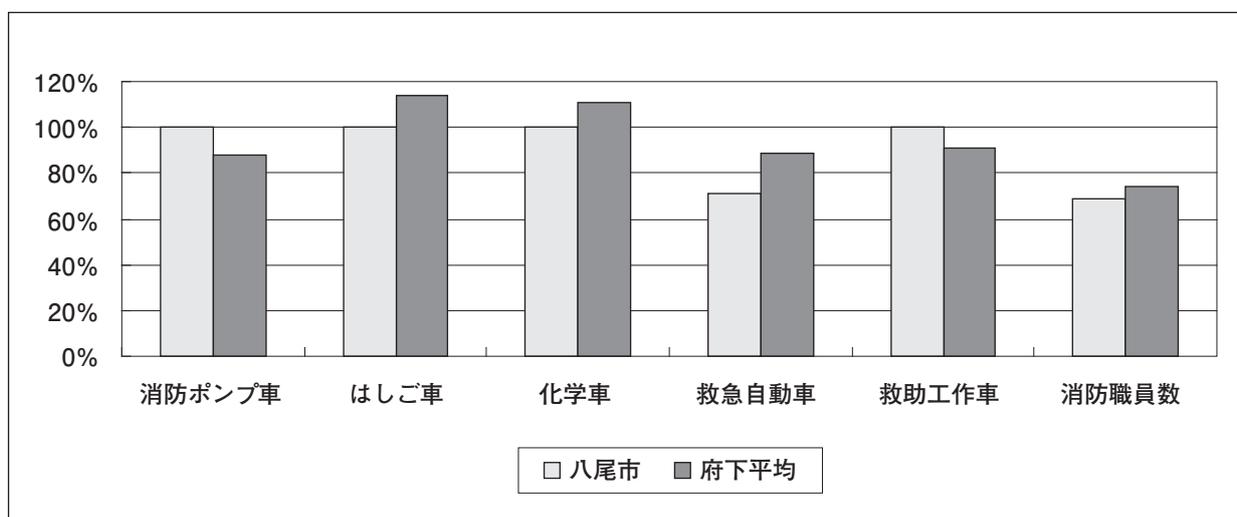


Ⅲ. 消防力の都市間比較

1. 「消防力の整備指針」充足率

市町村の消防力を表す指標のひとつとして、国が示している「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）がある。これは、市町村が災害対策基本法第5条の規定に基づく防災計画等各種計画を立てる際、消防施設及び人員についての水準の目安とされているものである。この「消防力の整備指針」の充足率を元に府内平均と比較してみた。八尾市の充足率は救急自動車、消防職員数以外は100%に達しているが、救急自動車、消防職員数は100%に達しておらず、府内平均を下回っている。（図7）

図7 府下比較 消防力の整備指針充足率の主なもの（平成19年4月1日時点）



2. 消防の他市比較

今回八尾市の消防を比較する上で客観的な数値として、消防費、消防職員数、消防力整備指針の充足率を用いたが、これだけの数値で八尾市の消防の全体を把握できる訳ではない。

消防行政はいうまでもなく、消防職員の活動、消防団など地域との連携なくしては成り立たないものである。本当の意味での消防力格差があるかどうかを検証するには、そういった活動を比較できる指標が必要になってくるのではないだろうか。

今回用いた数値において八尾市は、ほとんどの数値が府内平均を下回っているのだ。それは、八尾市の消防活動が劣っているということではなく、むしろ最少の経費で最大の市民サービスを提供しているということもできるであろう。

Ⅳ. 消防広域化について

1. 国が示す広域化の必要性和効果

災害の大規模化・複雑化により、消防が行う責務は今後ますます重要になってくる。しかしながら、小規模市町村では初動体制、応援体制や救急業務の高度化・専門化といった面では不

十分であり、それぞれに消防施設の整備をすすめることも財政面からいって効率的とはいえない。小規模市町村が単独でこういった問題に対応することは困難であり、広域化を行うことは有効な手段とされている。具体的に広域化により生じる効果や影響について、国が「市町村の消防の広域化」の中で以下の3点を示している。

- ・市民サービスの向上（初動の消防力向上、増援体制の充実、現場到着時間の短縮）
- ・人員配備の効率化と充実
- ・消防体制の基盤の強化

なお、広域化については、大阪府内市町村において現在検討が重ねられているところであり、今回の考察にあたっては、現在公表されている段階での資料を基に行うものである。

2. 広域化による八尾市への影響

(1) 人口1人当たり負担金

「大阪府消防広域化推進計画」（案）によると、表1のように広域化のブロックとして大阪府内を4ブロックに分ける案が出されている。

表1 「大阪府消防広域化推進計画」（案）における府下広域化ブロック割り

ブロック	管轄人口(人)	構成市町村
北 部	1,729,871	豊中市 池田市 吹田市 高槻市 茨木市 箕面市 摂津市 島本町 豊能町 能勢町
東 部	1,946,704	守口市 枚方市 八尾市 寝屋川市 大東市 門真市 四條畷市 交野市 市 東大阪市
南 河 内	726,008	富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭 山市 太子町 河南町 千早赤阪村
泉 州	863,619	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 和泉市 泉南市 阪南市 忠 岡町 熊取町 田尻町 岬町
大阪市域	2,506,456	大阪市
堺市域	891,061	堺市 高石市

広域化を行うと、各市町村は通常、条例や規則に則り、広域連合等へ負担金を支出する。この負担金は通常、人口割等により均等に負担することとなる。今回、ブロックを構成する市の消防費を元に各ブロックの人口1人当たり負担金を算出してみる。（表2）

表2の負担額は、広域化による財政面のメリットがなく、現在の消防費を前提に算出した数値である。だが、八尾市の市民一人あたりの消防費負担額は、2,311円増加することになる。

表2 各ブロック構成市別の人口1人当たり消防費（平成18年度決算額）

ブロック	負担額（円）
北 部	12,619
東 部	11,705
南 河 内	11,030
泉 州	10,648
大 阪 市 域	16,774
堺 市 域	11,969

(2) 消防行政無線のデジタル化への対応

財政面でのメリットで一番に挙げられていることは、消防行政無線のデジタル化である。平成28年までにデジタル方式へ移行することは既に決定しており、それに対応するために市町村は、基地局を設置する必要がある。広域化により、基地局を共同で設置することにより、財政的な負担は軽減する。基地局設置には、数億円の費用が必要とされているが、現時点での試算は困難であり、具体的な効果額はここでは算出できない。

(3) 消防施設整備の効率化

消防活動を行う上で必要不可欠である高度な車両について検証したい。その購入や更新については、財政面で大きな負担となっている。広域化による、共同保有は、消防力の格差がなくなり、また整備が進んでいる市町村においても、重複投資を回避できるというメリットがある。それは即ち、少ない経費で高い水準の消防サービスを提供できることにつながるのである。

消防施設等にかかる人口1人当たり負担額を算出してみる。算出に用いた式は以下のとおり。なお、市債利子は一律に2%で算出した。（表3）

$$\text{消防施設負担額} = (\text{車両購入金額} - \text{補助金額}) \div \text{耐用年数} + \text{車両購入にかかる市債利子}$$

表3 主な車両1台における年間負担額

車 両 名	年間負担額（千円）	人口一人あたり（円）
は し ご 車	11,238	42
救 助 工 作 車	5,287	20
化 学 車	2,308	9
消 防 ポ ン プ 車	3,322	12
救 急 自 動 車	2,379	9

高度な車両は必要不可欠なものであるが、出動回数が少ない車両については、広域化に伴う共同保有により、財政的な負担は軽減する。また、単純に台数を減らすだけではなく、効果的な配置についても、同時に検討することが必要であろう。

(4) 人員配備の効率化と充実

消防における効率化を考える際には、第1に人件費の削減を考えなくてはならない。国が想定している広域化による人員配備の効率化とは、どういったものであろうか。具体的には、本部機能つまり総務部門や通信指令部門の統合であり、そこに従事している職員の削減が可能になるということである。しかしながら同時に、災害の大規模化、多様化により消防現場の職員については、今後一層の増員が必要となってくると想定している。すなわち、管理部門の職員減を現場職員増へ振替えることを想定しているのである。確かに、府内の一部事務組合によって消防行政を行っている団体を見ると、図3の人口1人当たり消防費の割合は、いずれの団体も低い水準にはない。また、図6の消防職員1人当たり人口も、府内平均よりは多くの職員を抱えている傾向にある。

人件費については、短期的に削減を行うことは難しいであろうが、長期的には適正な人員配置によって人件費の削減を行い、効率的な運用を行う必要がある。

(5) 市民サービスへの影響

現在、多くの市町村では、近隣市町村と消防相互応援協定を結んでいる。八尾市も、大阪市や東大阪市、柏原市などと消防相互応援協定を結んでおり、大規模な災害や同時多発した救急事案に対しては相互応援を行う体制が整っている。広域化によって管轄する職員数は、増加することとなり、近隣の消防がひとつの組織として統一的に指揮を行うことが可能となり、より効率的な運用が行われる。

また、救急車等の現場到着時間についても、適正配置により短縮を図ることは可能であろう。八尾市の救急車の現場到着平均時間は、6分24秒（平成18年度）である。府内平均5分48秒（平成18年度）と比較するとやや劣っている。広域化による車両の適正配置により、現場到着時間の短縮が期待される。

V. 広域化の可能性

消防広域化については、現在そのメリット、デメリットを含めて検討段階である。国においては、「消防広域化支援対策」を設け広域化にかかる経費等について財政支援措置を講じることとしている。市町村にとって広域化を行うか否かについては、国の制度や府の計画状況を十分に理解し、判断していくことが重要となってくるであろう。

八尾市においても今後課題の整理を行い、今後の消防のあり方の選択肢のひとつとして広域化

を捉える必要がある。

〈参考文献〉

第一法規（2008）『平成20年度消防財政ハンドブック』

総務省消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）

大阪府ホームページ（<http://www.pref.osaka.jp>）

八尾市ホームページ（<http://www.city.yao.osaka.jp>）

第3部

徴収率の向上と「ふるさと納税」

第5章

納期限の早期化による徴収率の向上

岸和田市 小山 耕 司

【概要】三位一体改革による税源移譲で、市税収入は国税に比べ、より大きなウエイトを占めるようになった。このとき、市税の徴収率がより注目されるようになり、自治体の財政運営にとっても税収確保は重要な課題となっている。市府民税の徴収率は、サラリーマンを対象とした特別徴収の比重に依存する。このため、固定資産税の徴収率と最終納期限の関係に着目すると、岸和田市の「2月末」よりも他市の「11月末」や「12月末」に早めることができれば、納付交渉の期間の延長によって徴収率を向上させる可能性がある。

〈キーワード〉徴収率向上 滞納繰越 現年 納期限

I. 税源移譲に伴う市税徴収の現状

1. 税源移譲が市税徴収に及ぼす影響

市町村税は、市町村の行財政運営の根幹をなす主要な財源である。三位一体改革により、平成19年度には所得税から個人住民税への税源移譲が行われるなど、歳入に占める位置づけがますます高まっている。そうすると、税収入の確保は極めて重要な課題になっており、税負担の公平性の維持は、行政に対する住民の信頼性を確保し、地方分権を実現する上でも不可欠である。

その一方で住民税と所得税の割合が逆転したため、特に課税所得200万円以下の市民に対する負担が増えている。年金生活者や一部の契約社員の場合、所得税は源泉徴収されるため減額に気づきにくく、自ら納める住民税が一挙に増えたことで負担感が増したと感じられるのである。年4回の納期内納付ができず、8回や10回などの分割納付を望む人たちも増加している。

2. 岸和田市の徴収率の現状

平成19年度の岸和田市の徴収率は94.82%で、その内訳は現年が98.10%、滞納繰越分が34.48%となっている。現年とは、その年度に課税された税のことで、滞納繰越分とは、それ以前の年度から滞納している税のことである。

ここ数年の動きを見てみると、現年の徴収率は、表1のように税源移譲の影響もあって平成18年に比べて平成19年の徴収率は下がっている。他方、滞納繰越分については、徴収率こそ年によってばらつきがあるが、滞納繰越の調定額は着実に減少しており、一定の成果を挙げている。

ると言える。

表1 岸和田市の徴収率の推移

	徴収率 (%)		調停額 (円)		収入額 (円)	
	現年	滞納	現年	滞納繰越分	現年	滞納繰越分
H19年	98.1	34.48	24,936,598,520	1,354,876,448	24,461,754,414	467,116,806
H18年	98.22	28.45	23,391,720,908	1,645,001,947	22,975,826,648	468,046,948
H17年	97.95	28.90	23,373,486,000	1,847,306,000	22,894,791,000	533,959,000
H16年	97.74	26.03	23,409,326,363	2,236,217,245	22,880,072,102	581,986,806
H15年	97.26	23.78	24,127,945,000	2,612,538,000	23,465,951,000	621,314,000

府内の市町村を比較した場合、滞納繰越分の徴収率は府内32市（大阪市を除く）のなかで第1位と非常に高いが、現年の徴収率は、13位と伸び悩んでいる状況である。

滞納繰越分に対する取り組みとしては、インターネット公売や、自動車のタイヤロックなど新しい徴収手法を積極的に取り入れている。また高額滞納者を集中的に整理する収納促進担当を設置するなどして、滞納繰越分の徴収を効率的に取り組んでいる。

滞納繰越分の徴収率が高い要因としては、このように積極的な滞納処分に取り組んでいることも挙げられるのだが、一方で比較的徴収しやすい現年度未収分が、滞納繰越分に調停されることで、滞納繰越分の徴収率が上がっているとも言える。

II. 徴収率を向上させる納期限の変更

1. 現年の徴収率が伸び悩んでいる要因

徴収率の現状分析には、それぞれの市町村で特有の要因に基づくものが多く、普遍的な理由をあげることは難しい。ここでは、岸和田市における要因として次の2点を挙げる。

まず、大きな理由として産業構造の違いである。地域性の違いとしてよく指摘されることであるが、北摂地区の市町村はサラリーマンが多く、給与からあらかじめ天引きされる特別徴収が、市府民税の調停に占める割合が大きい。他方で泉州以南の市町村は、自営業者や小規模な企業に勤めている場合が多い。そのため、特別徴収の割合が低く、個人が自主的に納付しなければならない普通徴収の占める割合が大きい。特別徴収の割合が多いほど、徴収に必要な事務コストは通減し、よりきめ細やかな納付折衝が可能になる。

次に、どれだけ速やかに納付交渉に実施できるかにも、大きく影響されるだろう。通常、納期限が到来すれば、督促状を発送し速やかに納税折衝を開始する。交渉の中で納付意思が見られないようならば財産調査の上、滞納処分を行う。未納になったからと言ってすぐさま動産の差押えや公売を実施するわけではないので、まず基本的な納付交渉を行うことになる。納付交渉は、段階を経て行われていくものであり、早期対応が滞納を防ぐためにもっとも効果的と言

える。市民の側にとっても、滞納金額が小さいうちに納付できる方が、最終的な負担は少なくなるはずである。

2. 出納閉鎖と納期限設定

現年の徴収率を向上させる取り組みについて検討してみる。確かに産業構造が大きな要因として存在するとしても、特別徴収の割合を高めるには企業の協力が不可欠であるが、普通徴収から特別徴収に切り替えることは中小企業にとっては大きな事務負担となる。一方で産業構造を変えることは、それこそ一朝一夕には実現不可能であろう。

次に速やかに納付交渉に移行できるようにするためには、どのようにすればいいだろうか。もちろん個々の職員のスキルを高めることも必要だが、ここでは、納期限との関係で徴収率を向上することができないかを検討する。

固定資産税は5月、市府民税は6月に納税通知書を送付し、それぞれの税について年4回に分けて納期を設定している。なお軽自動車税については、固定資産税と同様に納税通知書を送付するが、納期を分けないためここでは触れない。固定資産税の納期限の設定は、各市町村により異なる。岸和田市では納期限は、表2のように設定されている。

表2 岸和田市の納期限

	1 期	2 期	3 期	4 期
固 定 資 産 税	5 月末	7 月末	11 月末	翌 2 月末
市 府 民 税	6 月末	8 月末	10 月末	翌 1 月末

国税徴収法上、納期限が到来してから20日以内に督促状を発送しなければならない。岸和田市では、最終の納期限が固定資産税の4期で2月末に設定されている。督促状が発送されるのは3月中旬で、その納付期限は3月末である。金融機関で納付があった場合、収納の確認に7日から10日を必要とする場合がある。そのため、納期の到来を待って現年度課税の徴収に取り組むとすれば、その開始は4月10日以降となる。出納閉鎖（現年度の徴収の期限）は5月末であるため、実質現年の納付折衝に専念できる期間は、2か月を切ることになる。

当然、2か月ではきちんとした納付交渉を望むことは出来ないので、納付交渉は、次年度の滞納繰越分として行われることになる。年度途中から納付交渉を開始することになるのだが、納期未到来の税目がある状態では、折衝から滞納処分に至るまでの交渉の手順をきちんと踏んでいくことは難しい。

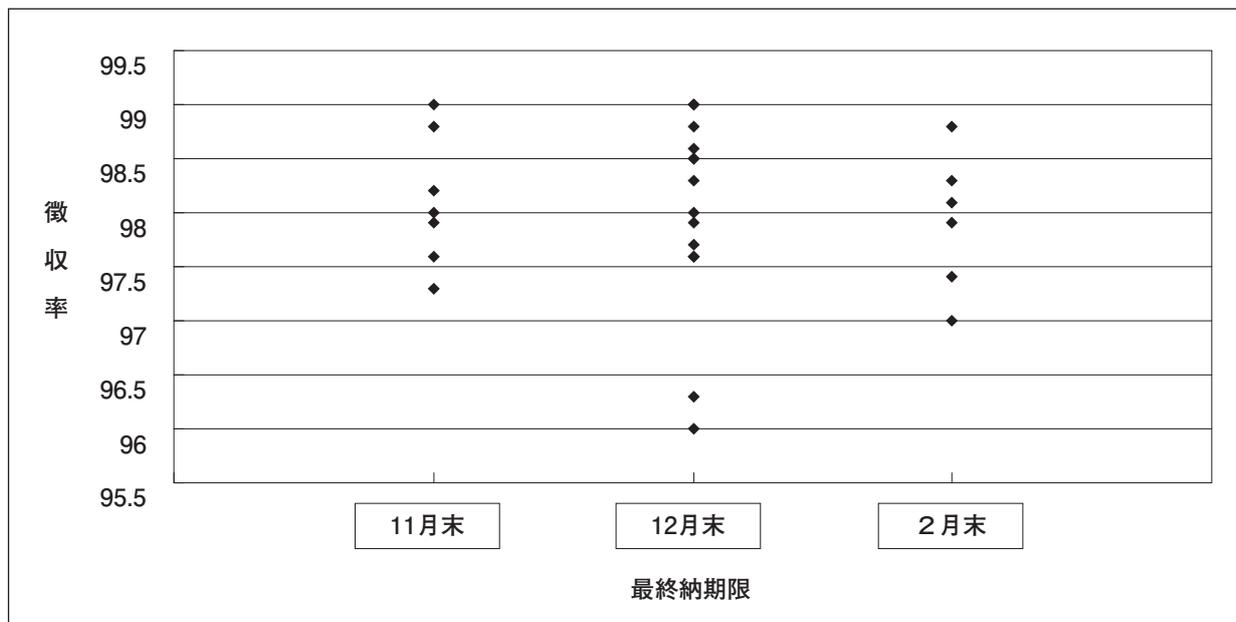
Ⅲ. 納期限の早期化による徴収率の向上

1. 各市の最終納期限の分布

ここで最終納期限と現年徴収率との関係を調査してみる。市府民税については先ほど述べて

いるように、調定に占める特別徴収の割合が各市で異なるため、納期限との関係を正しく表すことができないと判断し除外した。各市の固定資産税の最終納期限と固定資産税の現年度徴収率は図1のように表わされる。ただし、貝塚市のみ1月末を納期限としているため図には含まれていない。

図1 固定資産税の徴収率と最終納期限の関係



まず、12月を最終納期限とするグループについてみると、ほかのグループに比べて徴収率の分布が拡散している。これは、現年の徴収活動に専念できる期間が最も長いことで、その期間を利用できている市町村と、そうでない市との開きが出ているものではないかと思われる。

分布図自体には納期限の設定と徴収率との明らかな相関があるとは言えないが、それぞれのグループの徴収率の第1位を比較すると、11月末を頂点として右下がりになっている。徴収率上位の市町村を比べた場合でも、納期限が遅いほど徴収率が下がっていると言える。

2. 最終納期限の早期化

最終納期限を早期化すると、必ず徴収率が上昇するとは言えないかもしれない。しかし最終納期限を早期化できれば、納付交渉に専念できる期間が現状の2か月から、4か月もしくは5か月に延びることになる。その期間を活用できるか出来ないかは、徴収担当の職員の能力によるところが大きい。だが、現年度の徴収率が頭打ちになっている岸和田市としては、最終納期限の早期化により徴収率のさらなる向上が見込めるのではないかと考える。

第6章

寄附金控除の「ふるさと納税」と府市間競争についての考察

枚方市 黒田敬子

【概要】平成21年度個人住民税より、地方自治体に対する寄附金について「ふるさと納税」として寄附金控除が拡大される。自治体への寄附金額を住民税額から控除するというものであり、各自治体において寄附を募る活動が行われている。寄附金控除は市民税・府民税それぞれに適用されるため、都道府県への寄附により市区町村の税収が減収となる。「ふるさと納税」の競争相手は、他の都市だけでなく、大阪府も対象となる。

〈キーワード〉ふるさと納税、寄附金控除、都市間競争、府市間競争

I. ふるさと納税は寄附金税制の応用

「ふるさと納税」の論議は平成19年5月に、総務大臣から提起された。「納税者の住民税を居住地に限らず、生まれ育った『ふるさと』に納税できる制度があってもよい。」というものであった。

しかし、「ふるさと」の定義をどうするのか、居住地以外への「納税」をどのように管理するのかといった、実際的な問題が多く存在した。ふるさと納税の実現に向けた研究会（ふるさと納税研究会）は、報告書の中で、納税者の「ふるさと」を定義することは適当ではなく、また、居住地以外への納税や地域外の居住者に対する課税は税制上困難であるとしている。税の強制性と「ふるさと納税」の狙いである任意性は相容れないものなのである。

そこで考えられたのが、「寄附金」税制の応用であった。納税者自身が「ふるさと」として貢献・応援したいと思う地方自治体に寄附を行った場合に、その寄附金額を住民税の所得割額から控除する。この方法により税制上の問題点がクリアされ、「納税者の意思」によるふるさと納税が可能となる、というものである。

結果として、実際は「ふるさと」でも「納税」でもない、納税者の意思による地方自治体への寄附金額を住民税の所得割額から控除する寄附金控除となった。

II. 寄附金控除の「ふるさと納税」の仕組み

1. 「ふるさと納税」による寄附金控除の拡大

平成20年税制改正により、平成21年度個人住民税から以下のとおり寄附金控除が改正される。

- ① 寄附金控除の適用下限額を100,000円から5,000円に引き下げ

- ② 寄附金控除の対象上限額を総所得の25%から30%に引き上げ
- ③ 寄附金控除の控除方法を所得控除から税額控除に変更
- ④ 地方自治体に対する寄附について、特例控除としてさらに控除額を拡大

【所得割額の概ね10%を上限とする】

- ⑤ 寄附金控除の対象に地方自治体が指定する団体に対する寄附を追加

これらの改正は、基本的に寄附金控除の拡大である。個人住民税における寄附金控除の対象となる寄附の相手先は、地方自治体の他、居住地の共同募金会や日本赤十字支部であり、所得税で適用される寄附金よりも対象が限定されている。【※1】ただ、適用下限額が引き下げられることにより、これまで以上に寄附金控除の適用が多くなることは間違いない。

では、ふるさと納税とはなにか。これは、前述の改正点のうち④の地方自治体に対する寄附についての「特例控除」のことをさす。

改正後の寄附金控除はまず、基本控除額として、寄附金控除対象額（寄附金額から5,000円を控除した額）の10%が個人住民税の所得割額から控除される。その寄附金が地方自治体に対する寄附であった場合、さらに特例控除額を加算した額が所得割額から控除されるのである。特例控除額は、所得税、基本控除、特例控除における税額の軽減額の合計が寄附金控除対象額と等しくなるように設定されている。【※2】

つまり、地方自治体への寄附であれば、寄附金控除の対象額が所得税と個人住民税から控除され、納税者の持ち出しは5,000円ですむ、という制度なのだ。ただし、特例控除には、基本控除とは別に所得割額の10%という上限額がもうけられているため、寄附金額によっては寄附金控除対象額の全額が控除されない場合もある。

2. 寄附金控除の拡大と住民税額

では実際に、納税者が寄附を行った場合に、住民税額がどのように変わるかを平成20年度と21年度で比較してみる。

例) 給与収入700万円で夫婦子2人(特定扶養1人、その他扶養1人)

社会保険料額 70万円

地方自治体Aに40,000円の寄附

平成20年度においては、適用下限額10万円を超えていないため、住民税の寄附金控除の適用はない。所得税のみ、寄附金控除が適用される。(対象額: 35,000円)

平成21年度の寄附金控除対象額は所得税、住民税ともに35,000円となる。このケースでは、所得税限界税率は10%となり、基本控除率10%、特例控除適用率は80%である。寄附金控除による税の軽減額は、所得税3,500円、住民税基本控除分3,500円、住民税特例控除分28,000円となり、合計35,000円が納税者の税額から軽減される。【※3】

この場合の特例控除の適用上限額は29,350円となる。この納税者がAに42,000円の寄附(寄

附金控除対象額37,000円)を行うと、寄附金控除による軽減額は36,750円であり、納税者の軽減額は寄附金控除対象額の全額(37,000円)とはならない。【※4】

寄附金額が税額より控除されることを期待して寄附を行う場合、その寄附金額に注意が必要である。

Ⅲ. 「ふるさと納税」で何が変わるか

1. 枚方市の寄附・寄附金控除の状況

平成18年度と19年度に枚方市に行われた個人からの寄附のうち、1回の寄附額が10万円を超えていたのは表1のように、35件中7件であった。これが5,000円を超えるものになると、23件となる。また、枚方市の寄附金控除の適用者において、地方自治体への寄附によるものは、適用者の半分であった。(表2)

枚方市への寄附と枚方市の寄附金控除の適用状況について、表1と表2から、直ちに関係を導くことは難しい。枚方市への寄附は市外者からのものもあり、また、所得状況等により、個人住民税が課税されない寄附者もいると考えられるからだ。

こういったことから、すべての寄附者が寄附金控除の申告をおこなうかどうかは不明だが、少なくとも控除の対象者が増加することで、寄附金控除にかかる項目への注意がより必要となるのは間違いないだろう。

《表1》 枚方市への寄附の状況

年 度	寄附金総額	件 数	個 人【注1】			
			金 額	件 数		
				内、5,000円を 超えるもの 【注2】	内、10万円を 超えるもの 【注2】	
18年度	9,074,214円 【注3】	116件	2,655,399円	24件	15件	4件
19年度	14,604,546円	98件	3,256,545円	11件	8件	3件

【注1】 調定時に相手方として個人名のみ登録されているもの、及び匿名とされているものを個人からの寄附として抽出した。同じ個人が複数回、寄附を行っている場合であっても名寄せはしていない。

【注2】 5,000円を超えるものに、10万円を超えるものを含む。

【注3】 平成18年度においては、枚方市の外郭団体(助枚方市勤労者福祉協会・助枚方市施設管理サービス公社)の解散にともなう残余財産の寄附金319,726,965円(2件分合計)があったが、この表ではその寄附を除いた金額、件数を示している。

《表2》 枚方市の寄附金控除適用状況

課税年度	寄附金控除適用者	内、地方自治体 に対する寄附者	地方自治体に対する 寄附の相手先
19年度 (18年中寄附) 【注】	6人	3人	枚方市ほか
20年度 (19年中寄附) 【注】	12人	6人	中越地震対策本部 枚方市ほか

【注】 個人住民税にかかる寄附金控除の適用対象となる寄附金は課税される前年の1月1日から12月31日までに行われた寄附である。

2. 大阪府への「ふるさと納税」と枚方市税収

現在、テレビ・新聞等で大阪府への寄附金（ふるさと納税）の取り組みが大きく取り上げられている。

では、大阪府民でもある枚方市民が大阪府に寄附を行うとどうなるのか。個人府民税は個人市民税と合計して集められ、府民税だけを支払ったり、市民税だけを払わないという選択はできない。そのため、納税者が大阪府に寄附を行い、その寄附金が自身の住民税額から控除されてもあまり違いを感じることはないかもしれない。（5,000円は自己負担となるが。）

しかし、地方自治体への寄附と個人住民税との関係についてのみ述べると、枚方市民の大阪府への寄附は、枚方市の減収となる。

これまで、寄附金控除の基本控除率を10%としてきたが、この10%は府民税の基本控除率4%、市民税の基本控除率6%の合計である。特例控除額についても、この控除率による按分が行われる。

以降は、個人市民税と個人府民税の寄附金控除の控除率を区分して計算していく。

記述の例において、納税者を枚方市民、地方自治体Aを大阪府として寄附金と寄附金控除の影響をまとめると表3のとおりである。【※5】

《表3》 寄附金と寄附金控除との関係

	寄附金	寄附金控除による税収減額分			収支
		所得税	市・府民税		
			基本控除額	特例控除額	
大阪府	40,000円	-円	△ 1,400円	△ 11,200円	27,400円
枚方市	-円	-円	△ 2,100円	△ 16,800円	△ 18,900円
国	-円	△ 3,500円	-円	-円	△ 3,500円
納税者	△ 40,000円	3,500円	3,500円	28,000円	△ 5,000円

(表中△はマイナス、-円は該当がないことを示す)

枚方市の税収から減額された18,900円は大阪府の収入となるのである。大阪府が府民に大きく寄附を訴えることは、府内の市町村の税収が奪われることになる。ふるさと納税に関して枚方市が注意しなければいけない競争相手は、他の市町村よりむしろ大阪府となるのではないだろうか。

IV. 都市間競争と府市間競争

基本控除、特例控除のどちらを考えても、寄附金控除の拡大であることは間違いなく、1万円単位の寄附から100万円単位の寄附まで、住民税においても寄附金控除が幅広く適用されるようになる。

同じ支出なら、何をしているかわからない市や府や国に税金を支払うよりも、寄附を行うほうが自分のお金を生かされていると感じられる、という納税者がいる。

改正前の寄附金控除は適用下限額が10万円と大きく、寄附金控除の適用がほとんどみられなかった。しかし、今後は適用下限額の引き下げや特例控除の創設により税収への影響は無視できない。特に、特例控除の創設は、納税者の「住む」・「訪れる」といった直接的な選択だけではない、寄附という間接的な選択の方法を提供した。自治体は寄附の受け手として、寄附をしたと思われる自治体となれるかどうか、その自治体の評価ともなる。ここで、注目すべきは、「住む」・「訪れる」といった行動が都市と都市の選択を主とするのに対し、寄附は都市間だけでなく、府と市の選択もできるという点である。「住む」・「訪れる」という行動は、必然的に府と市がセットで扱われる。枚方市に住む人は、同時に大阪府に住むことになるからだ。一方、寄附は、納税者の選択が府（都道府県）あるいは市（市区町村）のどちらにあるかを明確に示すことになる。

ふるさと納税（寄附金控除）の制度は、始まったばかりである。個人住民税への適用は平成21年度からであり、課税の実務も年が明けてからになる。実際にどの程度、寄附が行われ、寄附金控除の申告がなされるかは、予測できない。

ふるさと納税となる寄附は、枚方市においても、すでに何件か申し出がある。大阪府に寄附を行う枚方市の納税者は、果たしてどれくらいの数になるのだろうか。

現在、私たち税務職員ができることは、寄附金税制を含む税制改正を認識し、次年度の課税にどのような影響が出るかを意識することである。

〈参考文献〉

ふるさと納税研究会（2007）『ふるさと納税研究会報告書』

税務担当課長会議資料（2007）『市町村税課関係資料』

【※1】 個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附の相手先について

今回の寄附金税制の改正により、個人住民税の寄附金控除の相手先として、地方自治体が指定する団体を追加できるようになった。[本文Ⅱ. 1. 改正点⑤] しかし、平成20年9月現在、枚方市では寄附金控除の対象とする団体を指定する予定がないため、地方自治体、居住地の共同募金会・日本赤十字支部の3団体を寄附の相手先として示している。

【※2】 特例控除額について

特例控除額はその年の住民税の課税総所得等から特例控除の適用率を算出し、寄附金控除対象額にその率を乗じた額となる。特例控除の適用率は、寄附を行った納税者の所得税の限界税率と寄附金控除の基本控除額とあわせて、控除適用率が100%となるように設定されている。

〈別表1〉

〈別表1〉 寄附金控除適用率

課税総所得金額－人的控除の差の合計額 (課税総所得から想定される、 所得税の課税される所得)	想定所得税 限界税率	特例控除 適用率	基本控除率	寄附金控除 適用率
～ 0円	0%	90%	10%	100%
1,000円 ～ 195万円	5%	85%	10%	100%
195万1,000円 ～ 330万円	10%	80%	10%	100%
330万1,000円 ～ 695万円	20%	70%	10%	100%
695万1,000円 ～ 900万円	23%	67%	10%	100%
900万1,000円 ～ 1,800万円	33%	57%	10%	100%
1,800万1,000円 ～	40%	50%	10%	100%

【別注1】 課税総所得金額は1,000円未満を切り捨て

【別注2】 分離課税における特例控除の適用率は、別に定められている。

別表1において、所得税の限界税率は、住民税の課税総所得金額から人的控除の差のみを考慮し、求めている。実際には、生命保険料控除等の控除額の差や所得税の寄附金控除の適用があり、想定所得税限界税率よりも段階の低い税率が適用されている場合がある。このとき、所得税、基本控除、特例控除における寄附金控除適用率の合計は100%に満たない。

【※3】 寄附金額40,000円の場合の税の軽減額

- 所得税限界税率10%より、所得税の寄附金控除（所得控除）35,000円に対応する所得税の軽減額は $35,000円 \times 10\% = 3,500円$
- 住民税基本控除額 寄附金控除対象額 $35,000円 \times 10\% = 3,500円$
- 住民税特例控除額 寄附金控除対象額 $35,000円 \times 80\% = 28,000円$

【※4】 特例控除上限額と寄附金額42,000円の場合の税の軽減額

特例控除上限額 29,350円の算出方法。

給与所得金額510万円、住民税の所得控除合計額214万円、住民税の課税総所得金額296万円、調整控除2,500円となる。

所得割額 課税総所得金額296万円×10% - 調整控除2,500円 = 293,500円

特例控除上限額 所得割額293,500円×10% = 29,350円

寄附金額42,000円の場合の税の軽減額36,750円の算出方法

○所得税限界税率10%より、所得税の寄附金控除（所得控除）37,000円に対応する所得税の軽減額は37,000円×10% = 3,700円

○住民税基本控除額 寄附金控除対象額37,000円×10% = 3,700円

○住民税特例控除額 29,350円

→寄附金控除対象額37,000円×80% = 29,600円 > 29,350円（所得割額の10%）

寄附金控除による税の軽減額

所得税3,700円 + 住民税基本控除額3,700円 + 住民税特例控除額29,350円 = 36,750円

【※5】 表3における基本控除額、特例控除額の計算について

基本控除額

府民税 寄附金控除対象額35,000円×4% = 1,400円

市民税 寄附金控除対象額35,000円×6% = 2,100円

特例控除額

住民税の寄附金控除特例控除額 28,000円

府民税 28,000円×2/5 = 11,200円

市民税 28,000円×3/5 = 16,800円

地方分権ゼミナール「地方財政研究」

- 研究テーマ
- ・ 財政健全化法と事業会計
 - ・ 行政コストと事務事業の広域化
 - ・ 徴収率の向上とふるさと納税

- 内 容
- 三位一体改革は、国と地方の税財政改革であり、地方自治体の自己決定・自己責任体制の確立と強化を図るものです。こうした状況のもと、各自治体は、限られた財源の中で、様々な問題に対応していかなければなりません。
- 今年度の「地方財政研究」では、財政健全化法に関する有効性、情報公開・消防における行政コスト、市税における納税率の向上及びふるさと納税による税収への影響などについて活発な議論が行われ、参加者より提言が出されました。

名 簿

指導助言者

近畿大学経済学部教授	中 井 英 雄
大阪産業大学経済学部教授	戸 谷 裕 之

参 加 者

所 属	氏 名
枚方市総務部法制室	尾 松 直 樹
枚方市財務部税務室市民税課	黒 田 敬 子
守口市下水道部下水道業務課	鈴 木 将 巳
東大阪市財務部財政課	西 田 豊
八尾市財政部財政課	山 田 晶 之
岸和田市総務部納税課	小 山 耕 司

オブザーバー

大阪府総務部市町村課	宮 崎 豊
------------	-------

地方分権ゼミナール「地方財政研究」報告書

「財政健全化法とふるさと納税」

平成20年12月

発行：財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター（マッセOSAKA）
〒540-0008
大阪府中央区大手前3-1-43
大阪府新別館南館6階
TEL 06-6920-4565
FAX 06-6920-4561
E-mail center-tr@masse.or.jp
協会HP <http://www.masse.or.jp/>